

## 【表紙】

|                                          |                     |
|------------------------------------------|---------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書           |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿             |
| 【提出日】                                    | 2025年4月11日提出        |
| 【発行者名】                                   | 野村アセットマネジメント株式会社    |
| 【代表者の役職氏名】                               | C E O兼代表取締役社長 小池 広靖 |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号     |
| 【事務連絡者氏名】                                | 松井 秀仁               |
| 【電話番号】                                   | 03-6387-5000        |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | 野村ファンドラップ外国株 Aコース   |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 野村ファンドラップ外国株 Bコース   |
|                                          | 野村ファンドラップ外国株 Aコース   |
|                                          | 2兆円を上限とします。         |
|                                          | 野村ファンドラップ外国株 Bコース   |
|                                          | 2兆円を上限とします。         |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。         |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2024年10月11日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況  
第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

＜更新後＞

■委託会社の概況(2025年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

| 名称             | 住所              | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

2 投資方針

（2）投資対象

＜更新後＞

世界の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※各ファンドは、主として、世界の株式（新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

**[Aコース]**

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

**[Bコース]**

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

◆世界の株式を投資対象とする円建てあるいは外貨建ての上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。Aコースにおいて外貨建てのETFに投資する場合には、原則として当該ETFを通じて実質的に保有する外貨建資産に対して、当該ETFの対象指数やベンチマークの通貨配分をベースに為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうなど為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

◇各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| Aコースの指定投資信託証券                          | Bコースの指定投資信託証券                           |
|----------------------------------------|-----------------------------------------|
| グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF<br>（適格機関投資家専用） | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB<br>（適格機関投資家専用） |

|                                                           |                                                                |
|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 野村DFA海外株式バリュートファンドF<br>(適格機関投資家専用)                        | 野村DFA海外株式バリュートファンドFB<br>(適格機関投資家専用)                            |
| ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ(除く日本) F (適格機関投資家専用) <sup>(注1)</sup> | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ<br>(除く日本) FB (適格機関投資家専用) <sup>(注1)</sup> |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー外国株式F<外国籍投資信託>                      | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー外国株式FB<外国籍投資信託>                          |
| NKグローバル株式アクティブファンドF (適格機関投資家専用) <sup>(注2)</sup>           | NKグローバル株式アクティブファンドFB (適格機関投資家専用) <sup>(注2)</sup>               |
| GIMグローバル・セレクト株式ファンドF (適格機関投資家専用)                          | GIMグローバル・セレクト株式ファンドFB (適格機関投資家専用)                              |
| ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF(適格機関投資家専用)                          | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB(適格機関投資家専用)                              |
| ノムラ・ワールド(除く日本) エクイティ・ファンドF<外国籍投資信託>                       | ノムラ・ワールド(除く日本) エクイティ・ファンドFB<外国籍投資信託>                           |
| iシェアーズ MSCI ACWI ETF<外国籍投資信託>                             |                                                                |
| ノムラアカディアン新興国株ファンドF (適格機関投資家専用)                            | ノムラアカディアン新興国株ファンドFB<br>(適格機関投資家専用)                             |
| GIMエマージング株式フォーカスF<br>(適格機関投資家専用)                          | GIMエマージング株式フォーカスFB<br>(適格機関投資家専用)                              |
| ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF (適格機関投資家専用)                 | ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式<br>ファンドFB (適格機関投資家専用)                 |
| ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興国株式FC<外国籍投資信託>                    | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興<br>国株式FD<外国籍投資信託>                     |

※上記は2025年4月11日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分省略して記載する場合があります。

※上記指定投資信託証券は世界の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券(例えば「グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF」と「グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドFB」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものであります。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「グローバル・エクイティ(除く日本)・ファンドF/FB」と表記する場合があります。

(注1)2025年5月27日付で、ファンド名称(変更後名称「野村コロンビア・スレッドニードル・グローバル・フォーカス株式(除く日本)ファンドF/FB(適格機関投資家専用)」)の変更を行なう予定です。

(注2)2025年9月1日付で、ファンド名称(変更後名称「アモーヴァ・グローバル株式アクティブファンドF/FB(適格機関投資家専用)」)の変更を行なう予定です。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

|  |      |      |
|--|------|------|
|  | Aコース | Bコース |
|--|------|------|

|      | 為替ヘッジあり | 為替ヘッジなし |
|------|---------|---------|
| 分配なし | F       | FB      |
| 分配あり | FC      | FD      |

### ①投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### ②有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)  
のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができ

るものとします。

### ③金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2025年4月11日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

#### [各F／FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

#### [各FC／FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

グローバル・エクイティ (除く日本) ・ファンドF/FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（「F」といいます。）は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)をベンチマークとします。また、グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（「FB」といいます。）は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)<sup>※</sup>をベンチマークとします。

※ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2009年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                      |
|--------------------|-------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社        |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社              |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | G Q G ・ パートナース ・ エルエルシー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.785%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。



**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ①株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。
- ②投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。
- ③株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**野村DFA海外株式バリューファンドF/FB（適格機関投資家専用）****(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村DFA海外株式バリューマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

**(B) 信託期間**

無期限（2020年10月8日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                                                                                                        |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社                                                                                                          |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                                                                                                                |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー<br>ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド<br>ディエフエー・オーストラリア・リミテッド<br>ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド |

### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.40%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社を受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

### (E) 投資方針等

#### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、企業の収益性および時価総額、株式の割安性等の観点から定量的に投資候補銘柄を選別します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④下記投資顧問会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
  - ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー
  - ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
  - ・ディエフエー・オーストラリア・リミテッド
  - ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本) F/FB (適格機関投資家専用)

(注)2025年5月27日付で、ファンド名称 (変更後名称「野村コロンビア・スレッドニードル・グローバル・フォーカス株式 (除く日本) ファンドF/FB (適格機関投資家専用)」)、マザーファンドの投資顧問会社 (変更後のマザーファンドの投資顧問会社「スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド」) および投資方針等の変更を行なう予定です。

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年10月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係             | 名称                                 |
|----------------|------------------------------------|
| 委託会社           | 野村アセットマネジメント株式会社                   |
| 受託会社           | 三菱UFJ信託銀行株式会社                      |
| マザーファンドの投資顧問会社 | ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

## (Ⅷ) 投資方針等

### (1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、定量分析により銘柄群の絞込みを行なった後、マクロ経済見通し等を考慮しつつ、企業の質、バリュエーション、収益のトレンドなどの観点から分析を行ない、成長力とバリュエーションのバランスを勘案して組入銘柄を決定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ウイリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデ

リバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－外国株式F/FB

### (A) ファンドの特色

ファンドは、日本を除く世界各国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、日本を除く世界各国の株式の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

### (B) 信託期間

無期限（2023年4月17日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                    |
|--------------------|-----------------------|
| 投資顧問会社             | 野村アセットマネジメント株式会社      |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー |

### 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

| 名称                                          |
|---------------------------------------------|
| Alphinity Investment Management Pty Limited |

### (D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.62%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ①日本を除く世界各国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、日本を除く世界各国の株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、日本を除く世界各国の株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

⑤Fの外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

NKグローバル株式アクティブファンドF/FB (適格機関投資家専用)

※2025年9月1日付で「アモーヴァ・グローバル株式アクティブファンドF/FB（適格機関投資家専用）」への変更を予定しております。

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル株式アクティブマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の金融商品取引所上場株式（預託証券を含みます。）に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。NKグローバル株式アクティブファンドF（適格機関投資家専用）（「F」といいます。）は実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行ないます。NKグローバル株式アクティブファンドFB（適格機関投資家専用）（「FB」といいます。）は実質外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないません。

(B) 信託期間

無期限（2023年4月13日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|----|----|
|----|----|

|                    |                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社               | 日興アセットマネジメント株式会社<br>※2025年9月1日付で「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」への変更を予定しております。             |
| 受託会社               | 三井住友信託銀行株式会社                                                                     |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド<br>※2025年9月1日付で「アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド」への変更を予定しております。 |

#### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し下記の率を乗じて得た額とします。（税抜）

純資産総額が100億円以下の部分 . . . . . 0.65%

純資産総額が100億円超200億円以下の部分 . . . 0.60%

純資産総額が200億円超の部分 . . . . . 0.55%

※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記信託報酬のうち委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

上記のほかに、運用報告書などの作成および交付に係る費用、計理等の業務に係る費用（業務委託する場合の委託費用を含みます。）、監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、信託財産から支払うことができます。組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税などについては、その都度、信託財産から支払われます。

※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

また、有価証券の貸付の指図を行なった場合には、委託者および受託者は、その品賃料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品賃料の一部を、マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として、收受する規定のあるものに限る）における品賃料は、当ファンドの時価総額に応じて按分する）の50%の額の報酬を受けることができます。

#### (E) 投資方針等

##### (1) 投資対象

グローバル株式アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

- ①主として、グローバル株式アクティブマザーファンド受益証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ②マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、日本を除く世界の金融商品取引所に上場されている株式に実質的に分散投資を行ないます。マザーファンドにおける株式の銘柄選定にあたっては、市場動向や銘柄毎の成長性、収益性、流動性等を勘案して行ないます。



③マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。

④「F」の実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。その際、為替ヘッジ対象となる通貨の流動性やファンドの状況等を考慮して、対象通貨と異なる通貨を用いて為替ヘッジを行なう場合があります。

「FB」の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## GIMグローバル・セレクト株式ファンドF/FB（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるGIMグローバル・セレクト株式マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

GIMグローバル・セレクト株式ファンドF（適格機関投資家専用）（以下「F」といいます。）は、MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース）<sup>※1</sup>をベンチマークとし、GIMグローバル・セレクト株式ファンドFB（適格機関投資家専用）（以下「FB」といいます。）は、MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、円ベース）<sup>※2</sup>をベンチマークとします。

※1 MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース）はMSCI Inc.が算出している数値を使用しております。

※2 MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、円ベース）は、MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

## (B) 信託期間

無期限（2024年10月10日設定）

## (C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                            |
|--------------------|-------------------------------|
| 委託会社               | J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社       |
| 受託会社               | 三菱UFJ信託銀行株式会社                 |
| Fおよびマザーファンドの投資顧問会社 | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.50%を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額（ただし、税抜年300万円を上限とします。）を信託財産から支払います。

ファンドの受益権の管理にかかる事務費用等については、信託財産の純資産総額に税抜上限年0.03%を乗じて得た額を信託財産から支払います。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

①主として、日本を除く世界各国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

②マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

③Fは、実質組入外貨建資産については原則として、対円でマザーファンドのベンチマーク（「MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、円ベース）」をいいます。以下同じ。）を構成する通貨の比率に基づく為替ヘッジを行い、円高リスクの抑制をはかります。ただし、マザーファンドのベンチマークを構成する通貨の種類により為替ヘッジのための実務上の対応が困難な場合には、当該通貨について、代替通貨により為替ヘッジを行うこと、または為替ヘッジを行わないことがあります。FBは為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記にし

たがった運用が行えない場合があります。

### (3) 主な投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④投資信託証券（マザーファンドの受益証券および約款に掲げるものは除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤デリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

## ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### (B) 信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係   | 名称                   |
|------|----------------------|
| 委託会社 | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 |
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行            |

|                        |                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Fおよびマザーファンドの<br>投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク<br>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス（カナダ）・インク<br>*マザーファンドのみ |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.792%以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）を実質的な投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます）の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。
- ③ マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティール・ロウ・プライス<sup>\*</sup>のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

\*委託会社およびその関連会社をいいます。

- ④ Fの実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。
- ④ Fの外国為替予約取引の利用（実質利用も含みます。）は、為替変動リスクを回避するために行うことができます。

FBの外国為替予約取引の実質利用は、為替変動リスクを回避するために行うことができます。

- ⑤マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF/FB

### (A) ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託（円建て）であり、以下の2つのクラスがあります。

- ①F:円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことを基本とします。Fのベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス（円ヘッジベース）です。
- ②FB:円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行わないことを基本とします。FBのベンチマークは、MSCIコクサイ・インデックス（円ベース）です。

### (B) 信託期間

無期限（2015年4月9日設定）

### (C) ファンドの関係法人

|                    | 名称                                |
|--------------------|-----------------------------------|
| 投資顧問会社             | 野村アセットマネジメント株式会社                  |
| 副投資顧問会社            | ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー             |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー             |

**(D) 管理報酬等**

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.60%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

①独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**iシェアーズ MSCI ACWI ETF****(A) ファンドの特色**

先進国および新興国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2008年3月26日）

**(c) ファンドの関係法人**

| 関係     | 名称                            |
|--------|-------------------------------|
| 投資顧問会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ          |
| 受託会社   | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |

**(d) 管理報酬等**

管理報酬は純資産総額の0.32%（年率）とします。

**(e) 投資方針等****(1) 投資対象**

先進国および新興国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① ファンドは、先進国および新興国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① 資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。
- ② ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

**ノムラーアカディアン新興国株ファンドF／FB（適格機関投資家専用）****(A) ファンドの特色**

各ファンドは、親投資信託であるノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ノムラーアカディアン新興国株ファンドF（「F」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み・円ヘッジベース)を参考指数とします。また、ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）<sup>※</sup>をベンチマークとします。

※「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス

（税引後配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2009年9月3日設定）

(C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                        |
|--------------------|---------------------------|
| 委託会社               | 野村アセットマネジメント株式会社          |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                |
| マザーファンドの<br>投資顧問会社 | アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー |

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.86%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。
- ②株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



④アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## GIMエマージング株式フォーカスF／FB（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国<sup>\*1</sup>で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券<sup>\*2</sup>を用いた投資も行います。

\*1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。

\*2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち\*、積極的な運用を行います。

\* 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

GIMエマージング株式フォーカスF(以下「F」といいます。 ) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース) <sup>※1</sup>を参考指数とし、GIMエマージング株式フォーカスFB (以下「FB」といいます。 ) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース) <sup>※2</sup>をベンチマークとします。

※1 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース) はMSCI Inc.が算出している数値を使用しております。

※2 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース) は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、米ドルベース) を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

## (B) 信託期間

無期限 (2006年1月25日設定)

## (C) ファンドの関係法人

| 関係                         | 名称                              |
|----------------------------|---------------------------------|
| 委託会社                       | JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社          |
| 受託会社                       | 三菱UFJ信託銀行株式会社                   |
| Fおよび<br>マザーファンドの<br>投資顧問会社 | J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク |

## (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.73%を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額 (ただし、税抜年300万円を上限とします。) を信託財産から支払います。

## (E) 投資方針等

**(1) 投資対象**

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

**(2) 投資態度**

- ① 世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。
- ③ マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメント<sup>※</sup>のネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

※J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

- ④ 原則として、Fは、実質組入外貨建資産については、直接ヘッジおよび米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。FBは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①、②および④にしたがった運用が行えない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

## ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF/FB（適格機関投資家専用）

### (A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式（預託証券（DR）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。  
 ファンドは、ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

### (B) 信託期間

無期限（2022年4月7日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                                                                                                                                            |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社               | ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社                                                                                                                          |
| 受託会社               | 野村信託銀行株式会社                                                                                                                                    |
| Fおよびマザーファンドの投資顧問会社 | ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク<br>ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド<br>ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド |

### (D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.76%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。  
 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用、法定書類等の作成に要する費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.10%の率を上限として信託財産から支払います。

### (E) 投資方針等

#### (1) 投資対象

新興国の株式（預託証券（DR）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式の中で、過小評価されていると判断される企業の株式に分散投資を行います。大型株式への投資を基本としますが、中型株式等へも投資する場合があります。なお、新興国以外の企業にも投資することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、新興国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株式、新株予約権付社債、預託証券（DR）といった株式関連の証券へ投資をします。
- ③ マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス<sup>\*</sup>のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

\*委託会社およびその関連会社をいいます。

- ④Fの実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにあたっては、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

（上記②に関する補足説明： 株式関連の証券には、上場投資信託証券（ETF）が含まれます。株式への投資に代替して、または効率的な運用を行うため、ETFを活用することがあります。）

### (3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。
- ④外国為替予約取引の実質利用は、為替変動リスクを回避するために行うことができます。
- ⑤マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC/FD

### (A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC（「FC」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み・円ヘッジベース）をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FD（「FD」といいます。）は、

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み・円換算ベース）<sup>※1</sup>をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引き後配当込み・円換算ベース）」は、MSCI Emerging Markets Index (US\$ベース) をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

### (B) 信託期間

無期限（2011年9月1日設定）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係                 | 名称                    |
|--------------------|-----------------------|
| 投資顧問会社             | 野村アセットマネジメント株式会社      |
| 受託会社               | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー |

## 副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

|                                        |
|----------------------------------------|
| 名称                                     |
| Schroder Investment Management Limited |

## (D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

- ①新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

⑤FCの外貨建資産については、原則としてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②株式への投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■指数の著作権等について■

※MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※「MSCI」および「MSCI Index」はMSCI Inc.のサービスマークであり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドはMSCI Inc.が出資、保証、発行、販売、または販売促進を行なうものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

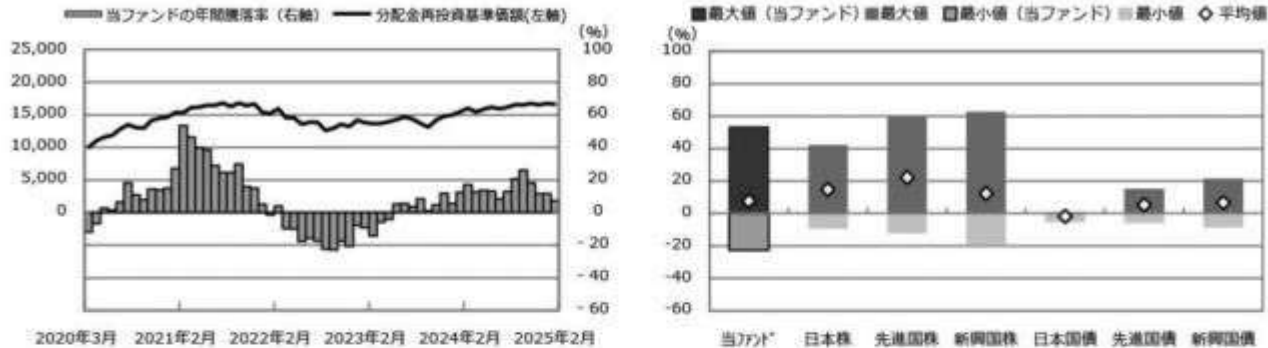
3 投資リスク

<更新後>

リスクの定量的比較 (2020年3月末～2025年2月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

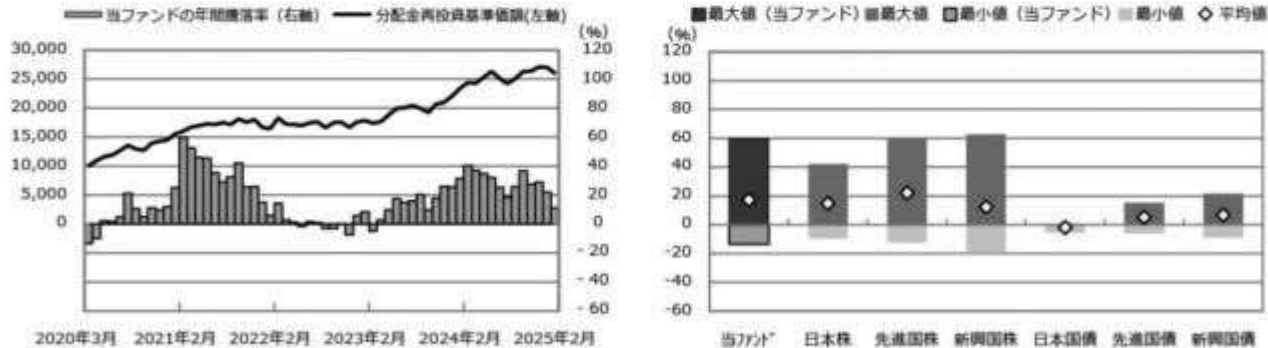
●Aコース



- ＊ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。
- ＊ 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- ＊ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ＊ 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- ＊ 決算日に対応した数値とは異なります。
- ＊ 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース





＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPML、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

（3）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.297%（税抜年0.27%）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞

年0.22%

＜販売会社＞

年0.03%

＜受託会社＞

年0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
|----------------------|
| 1.00%±0.20%程度        |

\*ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2025年4月11日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

#### 《支払先の役務の内容》

| ＜委託会社＞                                     | ＜販売会社＞                                       | ＜受託会社＞                      |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

## （５）課税上の取扱い

### ＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

#### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### ＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### ＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

| 《利子所得》                                         | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>                | 《配当所得》                      |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| ・特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

**◆法人の投資家に対する課税**

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収<sup>※</sup>が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**■換金（解約）時および償還時の課税について■**

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益<sup>※</sup>については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

**■個別元本について■**

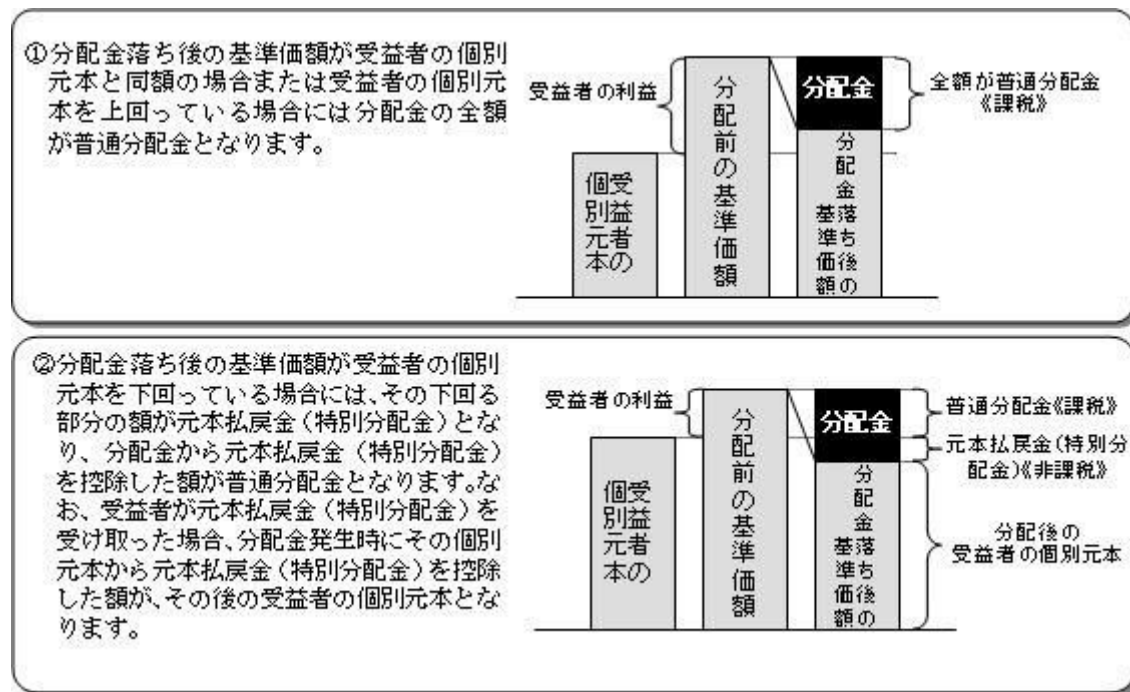
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

**■分配金の課税について■**

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受

益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年2月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

<更新後>

## ■(参考情報)ファンドの総経費率

(単位:%)

|      | 総経費率<br>(①+②+③+④) | ①ファンドの運用<br>管理費用の比率 | ②ファンドのその他<br>費用の比率 | ③投資先ファンド<br>の運用管理費用<br>の比率 | ④投資先ファンドの<br>運用管理費用以外<br>の比率 |
|------|-------------------|---------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|
| Aコース | 1.05              | 0.29                | 0.00               | 0.69                       | 0.07                         |
| Bコース | 1.05              | 0.29                | 0.00               | 0.69                       | 0.07                         |

(2024年1月23日～2024年7月22日)

- \* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- \* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- \* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- \* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
- \* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- \* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- \* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- \* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

## 5 運用状況

以下は2025年2月28日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1) 投資状況

#### 野村ファンドラップ外国株 Aコース

| 資産の種類    | 国／地域   | 時価合計 (円)       | 投資比率 (%) |
|----------|--------|----------------|----------|
| 投資信託受益証券 | 日本     | 63,402,077,377 | 76.73    |
|          | アメリカ   | 3,600,112,788  | 4.35     |
|          | ケイマン諸島 | 14,556,916,694 | 17.61    |

|                    |    |                |        |
|--------------------|----|----------------|--------|
|                    | 小計 | 81,559,106,859 | 98.71  |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —  | 1,062,511,660  | 1.28   |
| 合計（純資産総額）          |    | 82,621,618,519 | 100.00 |

### 野村ファンドラップ外国株 Bコース

| 資産の種類              | 国／地域   | 時価合計（円）         | 投資比率（％） |
|--------------------|--------|-----------------|---------|
| 投資信託受益証券           | 日本     | 173,405,108,235 | 76.39   |
|                    | アメリカ   | 9,842,099,390   | 4.33    |
|                    | ケイマン諸島 | 39,954,782,325  | 17.60   |
|                    | 小計     | 223,201,989,950 | 98.33   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —      | 3,774,540,577   | 1.66    |
| 合計（純資産総額）          |        | 226,976,530,527 | 100.00  |

## （２）投資資産

### ①投資有価証券の主要銘柄

### 野村ファンドラップ外国株 Aコース

| 順位 | 国／地域   | 種類       | 銘柄名                                     | 数量        | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--------|----------|-----------------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 日本     | 投資信託受益証券 | GIMグローバル・セレクト株式ファンドF（適格機関投資家専用）         | 1,233,771 | 9,846           | 12,148,220,510  | 9,984           | 12,317,969,664  | 14.90           |
| 2  | 日本     | 投資信託受益証券 | NKグローバル株式アクティブファンドF（適格機関投資家専用）          | 911,408   | 12,601          | 11,484,987,664  | 12,744          | 11,614,983,552  | 14.05           |
| 3  | 日本     | 投資信託受益証券 | 野村DEA海外株式バリュートリートメントファンドF（適格機関投資家専用）    | 788,042   | 13,912          | 10,963,516,610  | 13,978          | 11,015,251,076  | 13.33           |
| 4  | 日本     | 投資信託受益証券 | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用） | 1,018,865 | 9,012           | 9,182,011,380   | 8,943           | 9,111,709,695   | 11.02           |
| 5  | 日本     | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）        | 466,100   | 17,308          | 8,067,347,909   | 17,209          | 8,021,114,900   | 9.70            |
| 6  | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－外国株式F           | 644,195   | 12,324          | 7,939,059,180   | 12,062          | 7,770,280,090   | 9.40            |
| 7  | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF               | 235,995   | 17,551          | 4,142,047,081   | 18,128          | 4,278,117,360   | 5.17            |

|    |        |          |                                                  |         |        |               |           |               |      |
|----|--------|----------|--------------------------------------------------|---------|--------|---------------|-----------|---------------|------|
| 8  | アメリカ   | 投資信託受益証券 | iシェアーズ MSCI ACWI ETF                             | 201,000 | 17,900 | 3,598,006,931 | 17,911.00 | 3,600,112,788 | 4.35 |
| 9  | 日本     | 投資信託受益証券 | 野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）F（適格機関投資家専用） | 267,156 | 10,748 | 2,871,392,688 | 10,937    | 2,921,885,172 | 3.53 |
| 10 | 日本     | 投資信託受益証券 | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）               | 50,479  | 53,876 | 2,719,606,604 | 55,490    | 2,801,079,710 | 3.39 |
| 11 | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC                  | 224,818 | 10,796 | 2,427,135,128 | 11,158    | 2,508,519,244 | 3.03 |
| 12 | 日本     | 投資信託受益証券 | GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）                     | 138,034 | 16,642 | 2,297,161,828 | 17,239    | 2,379,568,126 | 2.88 |
| 13 | 日本     | 投資信託受益証券 | ノムラ－アカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）                   | 76,139  | 24,088 | 1,834,036,232 | 25,386    | 1,932,864,654 | 2.33 |
| 14 | 日本     | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・ブライズ 新興国ディスカバリー株式ファンドF（適格機関投資家専用）         | 127,204 | 9,643  | 1,226,628,172 | 10,107    | 1,285,650,828 | 1.55 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.71   |
| 合 計      | 98.71   |

野村ファンドラップ外国株 Bコース

| 順位 | 国／地域   | 種類       | 銘柄名                                      | 数量        | 簿価<br>単価<br>(円) | 簿価<br>金額<br>(円) | 評価<br>単価<br>(円) | 評価<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|--------|----------|------------------------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1  | 日本     | 投資信託受益証券 | GIMグローバル・セレクト株式ファンドFB（適格機関投資家専用）         | 3,347,964 | 10,241          | 34,289,646,322  | 10,085          | 33,764,216,940  | 14.87           |
| 2  | 日本     | 投資信託受益証券 | NKグローバル株式アクティブファンドFB（適格機関投資家専用）          | 1,990,330 | 16,233          | 32,309,094,626  | 15,906          | 31,658,188,980  | 13.94           |
| 3  | 日本     | 投資信託受益証券 | 野村DEA海外株式バリューファンドFB（適格機関投資家専用）           | 1,361,623 | 22,604          | 30,778,126,292  | 22,025          | 29,989,746,575  | 13.21           |
| 4  | 日本     | 投資信託受益証券 | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）FB（適格機関投資家専用） | 1,960,299 | 13,233          | 25,940,636,667  | 12,740          | 24,974,209,260  | 11.00           |
| 5  | 日本     | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・ブライズ 海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）        | 810,638   | 28,080          | 22,763,014,084  | 27,113          | 21,978,828,094  | 9.68            |
| 6  | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－外国株式FB           | 1,466,139 | 15,351          | 22,506,699,789  | 14,541          | 21,319,127,199  | 9.39            |
| 7  | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB               | 441,282   | 26,526          | 11,705,480,687  | 26,605          | 11,740,307,610  | 5.17            |



|    |        |          |                                                   |         |        |               |           |               |      |
|----|--------|----------|---------------------------------------------------|---------|--------|---------------|-----------|---------------|------|
| 8  | アメリカ   | 投資信託受益証券 | iシェアーズ MSCI ACWI ETF                              | 549,500 | 17,900 | 9,836,342,333 | 17,911.00 | 9,842,099,390 | 4.33 |
| 9  | 日本     | 投資信託受益証券 | 野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）FB（適格機関投資家専用） | 552,010 | 14,710 | 8,120,067,100 | 14,507    | 8,008,009,070 | 3.52 |
| 10 | 日本     | 投資信託受益証券 | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（適格機関投資家専用）               | 80,162  | 95,904 | 7,687,856,448 | 95,651    | 7,667,575,462 | 3.37 |
| 11 | ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FD                     | 240,323 | 28,749 | 6,909,045,927 | 28,692    | 6,895,347,516 | 3.03 |
| 12 | 日本     | 投資信託受益証券 | GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）                     | 208,197 | 31,229 | 6,501,784,113 | 31,278    | 6,511,985,766 | 2.86 |
| 13 | 日本     | 投資信託受益証券 | ノムラアアカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）                   | 116,066 | 44,675 | 5,185,248,550 | 45,820    | 5,318,144,120 | 2.34 |
| 14 | 日本     | 投資信託受益証券 | ティー・ロウ・ブライス 新興国ディスカバリー株式ファンドFB（適格機関投資家専用）         | 250,156 | 13,759 | 3,441,896,404 | 14,128    | 3,534,203,968 | 1.55 |

種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.33   |
| 合 計      | 98.33   |

②投資不動産物件

野村ファンドラップ外国株 Aコース

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

野村ファンドラップ外国株 Aコース

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

該当事項はありません。

### （３）運用実績

#### ①純資産の推移

#### 野村ファンドラップ外国株 Ａコース

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |         | 1口当たり純資産額(円) |        |
|---------|---------------|------------|---------|--------------|--------|
|         |               | (分配落)      | (分配付)   | (分配落)        | (分配付)  |
| 第18計算期間 | (2015年 7月21日) | 14,732     | 15,000  | 1.3781       | 1.4031 |
| 第19計算期間 | (2016年 1月20日) | 15,150     | 15,343  | 1.1775       | 1.1925 |
| 第20計算期間 | (2016年 7月20日) | 16,903     | 17,228  | 1.2983       | 1.3233 |
| 第21計算期間 | (2017年 1月20日) | 20,159     | 20,540  | 1.3200       | 1.3450 |
| 第22計算期間 | (2017年 7月20日) | 35,129     | 35,746  | 1.4255       | 1.4505 |
| 第23計算期間 | (2018年 1月22日) | 59,496     | 60,646  | 1.5525       | 1.5825 |
| 第24計算期間 | (2018年 7月20日) | 62,207     | 63,450  | 1.5009       | 1.5309 |
| 第25計算期間 | (2019年 1月21日) | 65,366     | 66,581  | 1.3444       | 1.3694 |
| 第26計算期間 | (2019年 7月22日) | 65,600     | 66,721  | 1.4632       | 1.4882 |
| 第27計算期間 | (2020年 1月20日) | 67,626     | 68,924  | 1.5619       | 1.5919 |
| 第28計算期間 | (2020年 7月20日) | 62,853     | 64,127  | 1.4808       | 1.5108 |
| 第29計算期間 | (2021年 1月20日) | 74,783     | 76,089  | 1.7183       | 1.7483 |
| 第30計算期間 | (2021年 7月20日) | 119,648    | 121,912 | 1.8499       | 1.8849 |
| 第31計算期間 | (2022年 1月20日) | 143,284    | 146,078 | 1.7954       | 1.8304 |
| 第32計算期間 | (2022年 7月20日) | 130,904    | 133,128 | 1.4715       | 1.4965 |
| 第33計算期間 | (2023年 1月20日) | 138,080    | 140,862 | 1.4887       | 1.5187 |
| 第34計算期間 | (2023年 7月20日) | 135,080    | 137,699 | 1.5472       | 1.5772 |
| 第35計算期間 | (2024年 1月22日) | 101,267    | 103,285 | 1.5061       | 1.5361 |
| 第36計算期間 | (2024年 7月22日) | 90,203     | 90,214  | 1.6684       | 1.6686 |
| 第37計算期間 | (2025年 1月20日) | 83,160     | 83,170  | 1.7042       | 1.7044 |
|         | 2024年 2月末日    | 99,204     | —       | 1.6009       | —      |

|            |         |   |        |   |
|------------|---------|---|--------|---|
| 3月末日       | 100,441 | — | 1.6545 | — |
| 4月末日       | 95,628  | — | 1.5969 | — |
| 5月末日       | 91,045  | — | 1.6407 | — |
| 6月末日       | 91,269  | — | 1.6693 | — |
| 7月末日       | 88,665  | — | 1.6470 | — |
| 8月末日       | 88,401  | — | 1.6739 | — |
| 9月末日       | 89,615  | — | 1.7130 | — |
| 10月末日      | 88,128  | — | 1.7085 | — |
| 11月末日      | 86,670  | — | 1.7321 | — |
| 12月末日      | 83,914  | — | 1.7076 | — |
| 2025年 1月末日 | 83,961  | — | 1.7309 | — |
| 2月末日       | 82,621  | — | 1.7175 | — |

### 野村ファンドラップ外国株 Bコース

2025年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|         |               | 純資産総額（百万円） |         | 1口当たり純資産額(円) |        |
|---------|---------------|------------|---------|--------------|--------|
|         |               | （分配落）      | （分配付）   | （分配落）        | （分配付）  |
| 第18計算期間 | (2015年 7月21日) | 46,280     | 47,057  | 1.4879       | 1.5129 |
| 第19計算期間 | (2016年 1月20日) | 46,215     | 46,797  | 1.1914       | 1.2064 |
| 第20計算期間 | (2016年 7月20日) | 47,676     | 48,269  | 1.2065       | 1.2215 |
| 第21計算期間 | (2017年 1月20日) | 55,062     | 56,103  | 1.3222       | 1.3472 |
| 第22計算期間 | (2017年 7月20日) | 73,410     | 74,693  | 1.4308       | 1.4558 |
| 第23計算期間 | (2018年 1月22日) | 118,966    | 121,233 | 1.5743       | 1.6043 |
| 第24計算期間 | (2018年 7月20日) | 123,442    | 125,852 | 1.5367       | 1.5667 |
| 第25計算期間 | (2019年 1月21日) | 125,366    | 127,694 | 1.3461       | 1.3711 |
| 第26計算期間 | (2019年 7月22日) | 123,332    | 125,456 | 1.4516       | 1.4766 |
| 第27計算期間 | (2020年 1月20日) | 127,626    | 130,017 | 1.6017       | 1.6317 |
| 第28計算期間 | (2020年 7月20日) | 115,905    | 118,258 | 1.4776       | 1.5076 |
| 第29計算期間 | (2021年 1月20日) | 131,302    | 133,638 | 1.6860       | 1.7160 |

|         |               |         |         |        |        |
|---------|---------------|---------|---------|--------|--------|
| 第30計算期間 | (2021年 7月20日) | 195,075 | 198,641 | 1.9147 | 1.9497 |
| 第31計算期間 | (2022年 1月20日) | 221,715 | 225,737 | 1.9294 | 1.9644 |
| 第32計算期間 | (2022年 7月20日) | 223,292 | 227,510 | 1.8529 | 1.8879 |
| 第33計算期間 | (2023年 1月20日) | 214,666 | 218,813 | 1.8115 | 1.8465 |
| 第34計算期間 | (2023年 7月20日) | 247,556 | 252,278 | 2.0970 | 2.1370 |
| 第35計算期間 | (2024年 1月22日) | 227,365 | 231,456 | 2.2233 | 2.2633 |
| 第36計算期間 | (2024年 7月22日) | 242,818 | 242,836 | 2.6781 | 2.6783 |
| 第37計算期間 | (2025年 1月20日) | 235,276 | 235,293 | 2.7399 | 2.7401 |
|         | 2024年 2月末日    | 234,769 | —       | 2.4103 | —      |
|         | 3月末日          | 244,147 | —       | 2.5136 | —      |
|         | 4月末日          | 242,213 | —       | 2.5008 | —      |
|         | 5月末日          | 238,477 | —       | 2.6126 | —      |
|         | 6月末日          | 246,966 | —       | 2.7159 | —      |
|         | 7月末日          | 234,659 | —       | 2.5882 | —      |
|         | 8月末日          | 225,370 | —       | 2.4972 | —      |
|         | 9月末日          | 232,747 | —       | 2.5845 | —      |
|         | 10月末日         | 242,024 | —       | 2.7076 | —      |
|         | 11月末日         | 234,407 | —       | 2.7160 | —      |
|         | 12月末日         | 240,540 | —       | 2.7905 | —      |
|         | 2025年 1月末日    | 238,336 | —       | 2.7811 | —      |
|         | 2月末日          | 226,976 | —       | 2.6782 | —      |

## ②分配の推移

### 野村ファンドラップ外国株 Aコース

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 0.0250円   |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 0.0150円   |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 0.0250円   |

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 0.0250円 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 0.0250円 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 0.0300円 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 0.0300円 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 0.0250円 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 0.0250円 |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 0.0300円 |
| 第28計算期間 | 2020年 1月21日～2020年 7月20日 | 0.0300円 |
| 第29計算期間 | 2020年 7月21日～2021年 1月20日 | 0.0300円 |
| 第30計算期間 | 2021年 1月21日～2021年 7月20日 | 0.0350円 |
| 第31計算期間 | 2021年 7月21日～2022年 1月20日 | 0.0350円 |
| 第32計算期間 | 2022年 1月21日～2022年 7月20日 | 0.0250円 |
| 第33計算期間 | 2022年 7月21日～2023年 1月20日 | 0.0300円 |
| 第34計算期間 | 2023年 1月21日～2023年 7月20日 | 0.0300円 |
| 第35計算期間 | 2023年 7月21日～2024年 1月22日 | 0.0300円 |
| 第36計算期間 | 2024年 1月23日～2024年 7月22日 | 0.0002円 |
| 第37計算期間 | 2024年 7月23日～2025年 1月20日 | 0.0002円 |

## 野村ファンドラップ外国株 Bコース

|         | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|---------|-------------------------|-----------|
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 0.0250円   |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 0.0150円   |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 0.0150円   |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 0.0250円   |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 0.0250円   |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 0.0300円   |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 0.0300円   |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 0.0250円   |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 0.0250円   |

|         |                         |         |
|---------|-------------------------|---------|
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 0.0300円 |
| 第28計算期間 | 2020年 1月21日～2020年 7月20日 | 0.0300円 |
| 第29計算期間 | 2020年 7月21日～2021年 1月20日 | 0.0300円 |
| 第30計算期間 | 2021年 1月21日～2021年 7月20日 | 0.0350円 |
| 第31計算期間 | 2021年 7月21日～2022年 1月20日 | 0.0350円 |
| 第32計算期間 | 2022年 1月21日～2022年 7月20日 | 0.0350円 |
| 第33計算期間 | 2022年 7月21日～2023年 1月20日 | 0.0350円 |
| 第34計算期間 | 2023年 1月21日～2023年 7月20日 | 0.0400円 |
| 第35計算期間 | 2023年 7月21日～2024年 1月22日 | 0.0400円 |
| 第36計算期間 | 2024年 1月23日～2024年 7月22日 | 0.0002円 |
| 第37計算期間 | 2024年 7月23日～2025年 1月20日 | 0.0002円 |

### ③収益率の推移

#### 野村ファンドラップ外国株 Aコース

|         | 計算期間                    | 収益率    |
|---------|-------------------------|--------|
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 7.4%   |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | △13.5% |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 12.4%  |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 3.6%   |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 9.9%   |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 11.0%  |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | △1.4%  |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | △8.8%  |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 10.7%  |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 8.8%   |
| 第28計算期間 | 2020年 1月21日～2020年 7月20日 | △3.3%  |
| 第29計算期間 | 2020年 7月21日～2021年 1月20日 | 18.1%  |
| 第30計算期間 | 2021年 1月21日～2021年 7月20日 | 9.7%   |

|         |                         |        |
|---------|-------------------------|--------|
| 第31計算期間 | 2021年 7月21日～2022年 1月20日 | △1.1%  |
| 第32計算期間 | 2022年 1月21日～2022年 7月20日 | △16.6% |
| 第33計算期間 | 2022年 7月21日～2023年 1月20日 | 3.2%   |
| 第34計算期間 | 2023年 1月21日～2023年 7月20日 | 5.9%   |
| 第35計算期間 | 2023年 7月21日～2024年 1月22日 | △0.7%  |
| 第36計算期間 | 2024年 1月23日～2024年 7月22日 | 10.8%  |
| 第37計算期間 | 2024年 7月23日～2025年 1月20日 | 2.2%   |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### 野村ファンドラップ外国株 Bコース

|         | 計算期間                    | 収益率    |
|---------|-------------------------|--------|
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 12.3%  |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | △18.9% |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 2.5%   |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 11.7%  |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 10.1%  |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 12.1%  |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | △0.5%  |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | △10.8% |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 9.7%   |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 12.4%  |
| 第28計算期間 | 2020年 1月21日～2020年 7月20日 | △5.9%  |
| 第29計算期間 | 2020年 7月21日～2021年 1月20日 | 16.1%  |
| 第30計算期間 | 2021年 1月21日～2021年 7月20日 | 15.6%  |
| 第31計算期間 | 2021年 7月21日～2022年 1月20日 | 2.6%   |
| 第32計算期間 | 2022年 1月21日～2022年 7月20日 | △2.2%  |
| 第33計算期間 | 2022年 7月21日～2023年 1月20日 | △0.3%  |
| 第34計算期間 | 2023年 1月21日～2023年 7月20日 | 18.0%  |

|         |                         |       |
|---------|-------------------------|-------|
| 第35計算期間 | 2023年 7月21日～2024年 1月22日 | 7.9%  |
| 第36計算期間 | 2024年 1月23日～2024年 7月22日 | 20.5% |
| 第37計算期間 | 2024年 7月23日～2025年 1月20日 | 2.3%  |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

#### （４）設定及び解約の実績

##### 野村ファンドラップ外国株 Aコース

|         | 計算期間                    | 設定口数           | 解約口数           | 発行済み口数         |
|---------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 5,413,474,452  | 1,647,727,007  | 10,690,351,704 |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 4,573,942,694  | 2,397,337,003  | 12,866,957,395 |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 3,067,036,086  | 2,914,036,632  | 13,019,956,849 |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 3,983,111,524  | 1,730,679,105  | 15,272,389,268 |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 11,414,555,435 | 2,043,436,455  | 24,643,508,248 |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 16,423,609,282 | 2,745,165,066  | 38,321,952,464 |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 8,029,809,322  | 4,903,986,474  | 41,447,775,312 |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 11,223,470,286 | 4,049,166,211  | 48,622,079,387 |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 3,372,361,430  | 7,161,274,143  | 44,833,166,674 |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 6,337,637,705  | 7,874,689,071  | 43,296,115,308 |
| 第28計算期間 | 2020年 1月21日～2020年 7月20日 | 4,162,341,450  | 5,012,028,370  | 42,446,428,388 |
| 第29計算期間 | 2020年 7月21日～2021年 1月20日 | 7,394,317,816  | 6,318,507,996  | 43,522,238,208 |
| 第30計算期間 | 2021年 1月21日～2021年 7月20日 | 25,706,578,281 | 4,550,326,729  | 64,678,489,760 |
| 第31計算期間 | 2021年 7月21日～2022年 1月20日 | 19,712,276,605 | 4,584,094,195  | 79,806,672,170 |
| 第32計算期間 | 2022年 1月21日～2022年 7月20日 | 14,017,329,706 | 4,863,269,602  | 88,960,732,274 |
| 第33計算期間 | 2022年 7月21日～2023年 1月20日 | 10,114,782,446 | 6,326,286,082  | 92,749,228,638 |
| 第34計算期間 | 2023年 1月21日～2023年 7月20日 | 5,775,078,438  | 11,217,335,778 | 87,306,971,298 |
| 第35計算期間 | 2023年 7月21日～2024年 1月22日 | 5,072,693,039  | 25,140,298,590 | 67,239,365,747 |
| 第36計算期間 | 2024年 1月23日～2024年 7月22日 | 2,108,084,659  | 15,281,564,606 | 54,065,885,800 |



|         |                         |             |               |                |
|---------|-------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 第37計算期間 | 2024年 7月23日～2025年 1月20日 | 642,660,425 | 5,910,055,914 | 48,798,490,311 |
|---------|-------------------------|-------------|---------------|----------------|

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

#### 野村ファンドラップ外国株 Bコース

|         | 計算期間                    | 設定口数           | 解約口数           | 発行済み口数          |
|---------|-------------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 第18計算期間 | 2015年 1月21日～2015年 7月21日 | 13,943,936,093 | 4,937,789,187  | 31,104,226,514  |
| 第19計算期間 | 2015年 7月22日～2016年 1月20日 | 11,816,233,300 | 4,130,134,355  | 38,790,325,459  |
| 第20計算期間 | 2016年 1月21日～2016年 7月20日 | 7,132,394,864  | 6,406,364,682  | 39,516,355,641  |
| 第21計算期間 | 2016年 7月21日～2017年 1月20日 | 6,957,408,221  | 4,829,505,207  | 41,644,258,655  |
| 第22計算期間 | 2017年 1月21日～2017年 7月20日 | 16,388,293,968 | 6,723,243,465  | 51,309,309,158  |
| 第23計算期間 | 2017年 7月21日～2018年 1月22日 | 31,229,664,044 | 6,973,126,638  | 75,565,846,564  |
| 第24計算期間 | 2018年 1月23日～2018年 7月20日 | 15,032,092,872 | 10,265,762,949 | 80,332,176,487  |
| 第25計算期間 | 2018年 7月21日～2019年 1月21日 | 19,795,838,173 | 6,991,943,417  | 93,136,071,243  |
| 第26計算期間 | 2019年 1月22日～2019年 7月22日 | 7,068,232,696  | 15,239,449,131 | 84,964,854,808  |
| 第27計算期間 | 2019年 7月23日～2020年 1月20日 | 11,308,099,199 | 16,590,115,098 | 79,682,838,909  |
| 第28計算期間 | 2020年 1月21日～2020年 7月20日 | 9,223,512,416  | 10,463,970,322 | 78,442,381,003  |
| 第29計算期間 | 2020年 7月21日～2021年 1月20日 | 12,885,938,996 | 13,451,919,015 | 77,876,400,984  |
| 第30計算期間 | 2021年 1月21日～2021年 7月20日 | 33,075,499,640 | 9,066,860,662  | 101,885,039,962 |
| 第31計算期間 | 2021年 7月21日～2022年 1月20日 | 20,456,896,135 | 7,427,466,192  | 114,914,469,905 |
| 第32計算期間 | 2022年 1月21日～2022年 7月20日 | 14,401,517,710 | 8,806,470,161  | 120,509,517,454 |
| 第33計算期間 | 2022年 7月21日～2023年 1月20日 | 8,592,978,047  | 10,603,292,681 | 118,499,202,820 |
| 第34計算期間 | 2023年 1月21日～2023年 7月20日 | 8,531,706,904  | 8,979,214,655  | 118,051,695,069 |
| 第35計算期間 | 2023年 7月21日～2024年 1月22日 | 10,040,346,055 | 25,826,355,167 | 102,265,685,957 |
| 第36計算期間 | 2024年 1月23日～2024年 7月22日 | 6,536,793,869  | 18,135,796,823 | 90,666,683,003  |
| 第37計算期間 | 2024年 7月23日～2025年 1月20日 | 3,534,667,090  | 8,331,207,874  | 85,870,142,219  |

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

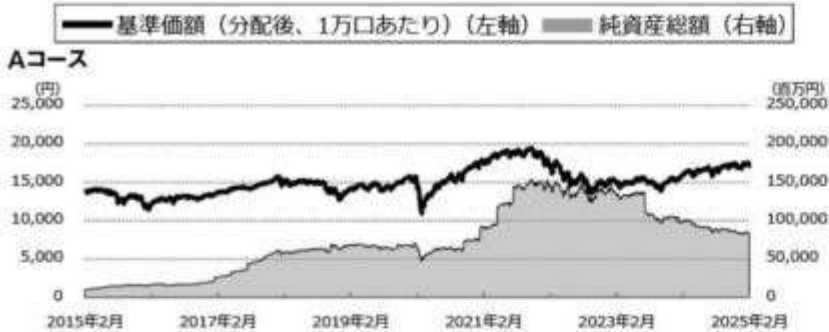
《参考情報》

<更新後>

運用実績（2025年2月28日現在）

基準価額・純資産の推移

（日次）



Aコース

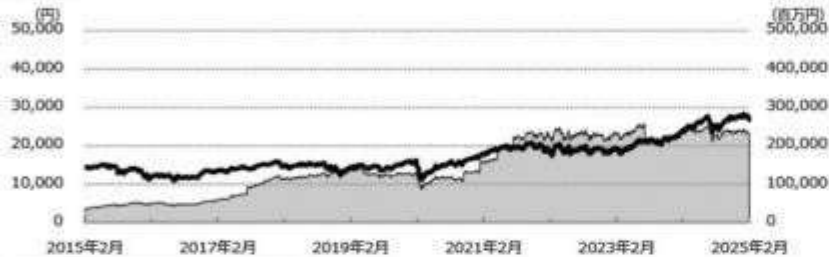
分配の推移

（1万口あたり、課税前）

Aコース

|         |         |
|---------|---------|
| 2025年1月 | 2 円     |
| 2024年7月 | 2 円     |
| 2024年1月 | 300 円   |
| 2023年7月 | 300 円   |
| 2023年1月 | 300 円   |
| 設定来累計   | 6,164 円 |

Bコース



Bコース

|         |         |
|---------|---------|
| 2025年1月 | 2 円     |
| 2024年7月 | 2 円     |
| 2024年1月 | 400 円   |
| 2023年7月 | 400 円   |
| 2023年1月 | 350 円   |
| 設定来累計   | 6,244 円 |

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

Aコース

| 順位 | 銘柄                                               | 投資比率（％） |
|----|--------------------------------------------------|---------|
| 1  | GIMグローバル・セレクト株式ファンドF（適格機関投資家専用）                  | 14.9    |
| 2  | NKグローバル株式アクティブファンドF（適格機関投資家専用）                   | 14.1    |
| 3  | 野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）                    | 13.3    |
| 4  | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）          | 11.0    |
| 5  | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）                 | 9.7     |
| 6  | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－外国株式F                      | 9.4     |
| 7  | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF                        | 5.2     |
| 8  | ジェアーズ MSCI ACWI ETF                              | 4.4     |
| 9  | 野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）F（適格機関投資家専用） | 3.5     |
| 10 | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）               | 3.4     |

Bコース

| 順位 | 銘柄                                                | 投資比率（％） |
|----|---------------------------------------------------|---------|
| 1  | GIMグローバル・セレクト株式ファンドFB（適格機関投資家専用）                  | 14.9    |
| 2  | NKグローバル株式アクティブファンドFB（適格機関投資家専用）                   | 13.9    |
| 3  | 野村DFA海外株式バリューファンドFB（適格機関投資家専用）                    | 13.2    |
| 4  | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）FB（適格機関投資家専用）          | 11.0    |
| 5  | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）                 | 9.7     |
| 6  | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－外国株式FB                      | 9.4     |
| 7  | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB                        | 5.2     |
| 8  | ジェアーズ MSCI ACWI ETF                               | 4.3     |
| 9  | 野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）FB（適格機関投資家専用） | 3.5     |
| 10 | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（適格機関投資家専用）               | 3.4     |

年間収益率の推移

（暦年ベース）

Aコース



Bコース



## 第2【管理及び運営】

### 1 申込（販売）手続等

#### <訂正前>

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

#### (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

#### (2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

—

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

#### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

#### (4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

**(5)販売価額**

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

**(6)申込代金の支払い**

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

**(7)申込受け付けの中止および取り消し**

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

**(8)申込手続等に関する照会先**

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>**

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

※申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

(4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8

項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

#### (8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>**

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 2 換金（解約）手続等

### <訂正前>

#### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

#### (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とし

す。

—

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

### (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

### (4) 換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

### (5) 換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

### (6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。またこの他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

### (7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

### (8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

#### (9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>**

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <訂正後>

##### (1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

##### (2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

##### (3)申込不可日



販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

#### (4)換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

#### (5)換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

#### (6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。またこの他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

#### (7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

#### (8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

#### (9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

**野村アセットマネジメント株式会社**

**サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)**

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>**

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 第3【ファンドの経理状況】

野村ファンドラップ外国株 Aコース  
野村ファンドラップ外国株 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。))ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期計算期間(2024年7月23日から2025年1月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1 財務諸表

野村ファンドラップ外国株 Aコース

## (1) 貸借対照表

| (単位：円)          |                         |                         |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
|                 | 第36期<br>(2024年 7月22日現在) | 第37期<br>(2025年 1月20日現在) |
| 資産の部            |                         |                         |
| 流動資産            |                         |                         |
| 預金              | 2,121,448               | 465,891,529             |
| コール・ローン         | 1,149,507,282           | 952,562,757             |
| 投資信託受益証券        | 89,356,311,979          | 82,568,975,868          |
| 派生商品評価勘定        | -                       | 40,677,952              |
| 未収入金            | -                       | 4,898,763               |
| 未収利息            | 2,693                   | 6,195                   |
| 流動資産合計          | 90,507,943,402          | 84,033,013,064          |
| 資産合計            | 90,507,943,402          | 84,033,013,064          |
| 負債の部            |                         |                         |
| 流動負債            |                         |                         |
| 派生商品評価勘定        | -                       | 532,644                 |
| 未払金             | -                       | 491,910,243             |
| 未払収益分配金         | 10,813,177              | 9,759,698               |
| 未払解約金           | 150,053,722             | 240,246,302             |
| 未払受託者報酬         | 10,520,641              | 9,500,750               |
| 未払委託者報酬         | 131,508,046             | 118,759,311             |
| その他未払費用         | 1,578,032               | 1,425,056               |
| 流動負債合計          | 304,473,618             | 872,134,004             |
| 負債合計            | 304,473,618             | 872,134,004             |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 54,065,885,800          | 48,798,490,311          |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 36,137,583,984          | 34,362,388,749          |
| (分配準備積立金)       | 3,034,883,070           | 4,441,702,450           |
| 元本等合計           | 90,203,469,784          | 83,160,879,060          |
| 純資産合計           | 90,203,469,784          | 83,160,879,060          |
| 負債純資産合計         | 90,507,943,402          | 84,033,013,064          |

## (2) 損益及び剰余金計算書

| (単位：円) |                                        |                                        |
|--------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|        | 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
| 営業収益   |                                        |                                        |
| 受取配当金  | -                                      | 30,103,936                             |
| 受取利息   | 275,784                                | 1,510,523                              |

|                                           | 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 有価証券売買等損益                                 | 10,016,239,781                         | 1,993,572,941                          |
| 為替差損益                                     | 125,754                                | △52,029,042                            |
| その他収益                                     | 278,749                                | 7,227                                  |
| 営業収益合計                                    | 10,016,920,068                         | 1,973,165,585                          |
| 営業費用                                      |                                        |                                        |
| 支払利息                                      | 13,703                                 | -                                      |
| 受託者報酬                                     | 10,520,641                             | 9,500,750                              |
| 委託者報酬                                     | 131,508,046                            | 118,759,311                            |
| その他費用                                     | 1,583,972                              | 1,443,086                              |
| 営業費用合計                                    | 143,626,362                            | 129,703,147                            |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 9,873,293,706                          | 1,843,462,438                          |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 9,873,293,706                          | 1,843,462,438                          |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | 9,873,293,706                          | 1,843,462,438                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 1,222,245,585                          | 117,383,428                            |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | 34,028,482,544                         | 36,137,583,984                         |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 1,199,285,259                          | 438,770,899                            |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 1,199,285,259                          | 438,770,899                            |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 7,730,418,763                          | 3,930,285,446                          |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 7,730,418,763                          | 3,930,285,446                          |
| 分配金                                       | 10,813,177                             | 9,759,698                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | 36,137,583,984                         | 34,362,388,749                         |

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | 投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。                                        |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。                                                                                                                                                                |
| 3. 費用・収益の計上基準          | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。                                                                                                                             |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。<br>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。 |
| 5. その他                 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 7月23日から2025年 1月20日までとなっております。                                                                                                                                                                         |

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

| 第36期<br>2024年 7月22日現在                                                         | 第37期<br>2025年 1月20日現在                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>54,065,885,800口                                       | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>48,798,490,311口                                       |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.6684円<br>(10,000口当たり純資産額) (16,684円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.7042円<br>(10,000口当たり純資産額) (17,042円) |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 |              |                 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |              |                 |
|----------------------------------------|--------------|-----------------|----------------------------------------|--------------|-----------------|
| 1. 分配金の計算過程                            |              |                 | 1. 分配金の計算過程                            |              |                 |
| 項目                                     |              |                 | 項目                                     |              |                 |
| 費用控除後の配当等収益額                           | A            | 479,807円        | 費用控除後の配当等収益額                           | A            | 29,148,372円     |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額              | B            | 2,156,731,321円  | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額              | B            | 1,696,930,638円  |
| 収益調整金額                                 | C            | 39,488,521,899円 | 収益調整金額                                 | C            | 35,675,354,601円 |
| 分配準備積立金額                               | D            | 888,485,119円    | 分配準備積立金額                               | D            | 2,725,383,138円  |
| 当ファンドの分配対象収益額                          | E=A+B+C+D    | 42,534,218,146円 | 当ファンドの分配対象収益額                          | E=A+B+C+D    | 40,126,816,749円 |
| 当ファンドの期末残存口数                           | F            | 54,065,885,800口 | 当ファンドの期末残存口数                           | F            | 48,798,490,311口 |
| 10,000口当たり収益分配対象額                      | G=E/F×10,000 | 7,867円          | 10,000口当たり収益分配対象額                      | G=E/F×10,000 | 8,222円          |
| 10,000口当たり分配金額                         | H            | 2円              | 10,000口当たり分配金額                         | H            | 2円              |
| 収益分配金金額                                | I=F×H/10,000 | 10,813,177円     | 収益分配金金額                                | I=F×H/10,000 | 9,759,698円      |

(金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                                  |  | 1. 金融商品に対する取組方針<br>同左                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。                                                                                                                                |  | 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。<br>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 |  |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制<br>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。<br>○市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br>○信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>○流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |  | 3. 金融商品に係るリスク管理体制<br>同左                                                                                                                                                                                                                                                           |  |

## (2)金融商品の時価等に関する事項

| 第36期<br>2024年 7月22日現在                                                                                                                      |  | 第37期<br>2025年 1月20日現在                                                                                                                                                                                   |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                               |  | 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>同左                                                                                                                                                                                |  |
| 2. 時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |  | 2. 時価の算定方法<br>投資信託受益証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。<br>派生商品評価勘定<br>デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |  |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 |  | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |  |
|----------------------------------------|--|----------------------------------------|--|
|----------------------------------------|--|----------------------------------------|--|

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左 |
|-----------------------------------------------------------------------|----|

（その他の注記）

1 元本の移動

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 |                 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |                 |
|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-----------------|
| 期首元本額                                  | 67,239,365,747円 | 期首元本額                                  | 54,065,885,800円 |
| 期中追加設定元本額                              | 2,108,084,659円  | 期中追加設定元本額                              | 642,660,425円    |
| 期中一部解約元本額                              | 15,281,564,606円 | 期中一部解約元本額                              | 5,910,055,914円  |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類       | 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|          | 損益に含まれた評価差額（円）                         | 損益に含まれた評価差額（円）                         |
| 投資信託受益証券 | 8,487,487,021                          | 1,477,969,070                          |
| 合計       | 8,487,487,021                          | 1,477,969,070                          |

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類        | 第36期(2024年 7月22日現在) |           |       |         | 第37期(2025年 1月20日現在) |           |               |            |
|-----------|---------------------|-----------|-------|---------|---------------------|-----------|---------------|------------|
|           | 契約額等（円）             |           | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円）             |           | 時価（円）         | 評価損益（円）    |
|           |                     | うち1年<br>超 |       |         |                     | うち1年<br>超 |               |            |
| 市場取引以外の取引 |                     |           |       |         |                     |           |               |            |
| 為替予約取引    |                     |           |       |         |                     |           |               |            |
| 売建        | —                   | —         | —     | —       | 4,022,105,984       | —         | 3,981,960,676 | 40,145,308 |
| 米ドル       | —                   | —         | —     | —       | 4,022,105,984       | —         | 3,981,960,676 | 40,145,308 |
| 合計        | —                   | —         | —     | —       | 4,022,105,984       | —         | 3,981,960,676 | 40,145,308 |

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2025年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年1月20日現在)

| 種類       | 通貨  | 銘柄                                 | 券面総額    | 評価額           | 備考 |
|----------|-----|------------------------------------|---------|---------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）       | 145,679 | 2,424,389,918 |    |
|          |     | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用） | 51,225  | 2,759,798,100 |    |
|          |     | ノムラーアカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）     | 83,125  | 2,002,315,000 |    |

訂正有価証券届出書（内国投資信託）

|    |                                                          |                      |                 |               |
|----|----------------------------------------------------------|----------------------|-----------------|---------------|
| 小計 | ティー・ロウ・プライス 海外株式<br>ファンドF（適格機関投資家専用）                     | 456,379              | 7,897,638,595   |               |
|    | 野村DFA海外株式バリュート<br>ファンドF（適格機関投資家専用）                       | 802,290              | 11,159,853,900  |               |
|    | ウィリアム・ブレア・グローバル・<br>リーダーズ（除く日本）F（適格機関<br>投資家専用）          | 1,030,778            | 9,289,371,336   |               |
|    | ティー・ロウ・プライス 新興国ディ<br>スカバリー株式ファンドF（適格機関<br>投資家専用）         | 140,319              | 1,353,096,117   |               |
|    | 野村ウエリントン・グローバル・オ<br>ポチュニスティック・バリュー（除<br>く日本）F（適格機関投資家専用） | 494,453              | 5,314,380,844   |               |
|    | NKグローバル株式アクティブファン<br>ドF（適格機関投資家専用）                       | 894,374              | 11,261,957,408  |               |
|    | GIMグローバル・セレクト株式ファン<br>ドF（適格機関投資家専用）                      | 1,122,250            | 11,028,350,750  |               |
|    | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・<br>ファンドⅢ－新興国株式FC                        | 228,876              | 2,470,945,296   |               |
|    | ノムラ・ワールド（除く日本）エク<br>イティ・ファンドF                            | 223,296              | 3,915,718,656   |               |
|    | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・<br>ファンドⅢ－外国株式F                          | 644,195              | 7,939,059,180   |               |
|    | 銘柄数：13                                                   | 6,317,239            | 78,816,875,100  |               |
|    | 組入時価比率：94.8%                                             |                      | 95.5%           |               |
|    | 米ドル                                                      | iシェアーズ MSCI ACWI ETF | 201,000         | 24,039,600.00 |
| 小計 | 銘柄数：1                                                    | 201,000              | 24,039,600.00   |               |
|    |                                                          |                      | (3,752,100,768) |               |
|    | 組入時価比率：4.5%                                              |                      | 4.5%            |               |
| 合計 |                                                          |                      | 82,568,975,868  |               |
|    |                                                          |                      | (3,752,100,768) |               |

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 野村ファンドラップ外国株 Bコース

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

|             | 第36期<br>(2024年 7月22日現在) | 第37期<br>(2025年 1月20日現在) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| <b>資産の部</b> |                         |                         |
| <b>流動資産</b> |                         |                         |
| 預金          | 4,114,076               | 1,399,956,743           |
| コール・ローン     | 1,990,274,662           | 3,386,620,242           |
| 投資信託受益証券    | 241,436,184,697         | 232,283,504,394         |
| 未収利息        | 4,663                   | 22,027                  |
| 流動資産合計      | 243,430,578,098         | 237,070,103,406         |
| 資産合計        | 243,430,578,098         | 237,070,103,406         |
| <b>負債の部</b> |                         |                         |

|                 | 第36期<br>(2024年 7月22日現在) | 第37期<br>(2025年 1月20日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 流動負債            |                         |                         |
| 派生商品評価勘定        | -                       | 1,627,692               |
| 未払金             | -                       | 895,333,716             |
| 未払収益分配金         | 18,133,336              | 17,174,028              |
| 未払解約金           | 236,771,385             | 532,566,291             |
| 未払受託者報酬         | 26,165,409              | 25,436,946              |
| 未払委託者報酬         | 327,067,482             | 317,961,787             |
| その他未払費用         | 3,924,753               | 3,815,483               |
| 流動負債合計          | 612,062,365             | 1,793,915,943           |
| 負債合計            | 612,062,365             | 1,793,915,943           |
| 純資産の部           |                         |                         |
| 元本等             |                         |                         |
| 元本              | 90,666,683,003          | 85,870,142,219          |
| 剰余金             |                         |                         |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 152,151,832,730         | 149,406,045,244         |
| （分配準備積立金）       | 80,927,964,713          | 79,217,154,938          |
| 元本等合計           | 242,818,515,733         | 235,276,187,463         |
| 純資産合計           | 242,818,515,733         | 235,276,187,463         |
| 負債純資産合計         | 243,430,578,098         | 237,070,103,406         |

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

|                                           | 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                        |                                        |
| 受取配当金                                     | -                                      | 82,299,069                             |
| 受取利息                                      | 724,098                                | 4,857,464                              |
| 有価証券売買等損益                                 | 43,648,737,020                         | 4,434,658,370                          |
| 為替差損益                                     | 243,788                                | 1,005,830,969                          |
| その他収益                                     | 517,412                                | 404,434                                |
| 営業収益合計                                    | 43,650,222,318                         | 5,528,050,306                          |
| 営業費用                                      |                                        |                                        |
| 支払利息                                      | 34,164                                 | -                                      |
| 受託者報酬                                     | 26,165,409                             | 25,436,946                             |
| 委託者報酬                                     | 327,067,482                            | 317,961,787                            |
| その他費用                                     | 3,930,693                              | 3,858,440                              |
| 営業費用合計                                    | 357,197,748                            | 347,257,173                            |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | 43,293,024,570                         | 5,180,793,133                          |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | 43,293,024,570                         | 5,180,793,133                          |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | 43,293,024,570                         | 5,180,793,133                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | 3,546,581,532                          | △344,461,719                           |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | 125,099,981,864                        | 152,151,832,730                        |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 9,493,752,491                          | 5,638,503,375                          |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 9,493,752,491                          | 5,638,503,375                          |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 22,170,211,327                         | 13,892,371,685                         |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 22,170,211,327                         | 13,892,371,685                         |
| 分配金                                       | 18,133,336                             | 17,174,028                             |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | 152,151,832,730                        | 149,406,045,244                        |

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券



|                       |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>為替予約取引<br>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。<br>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 受取配当金                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 3.費用・収益の計上基準          | 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。                                                                                              |
| 4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。                                                                                 |
| 5.その他                 | 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 7月23日から2025年 1月20日までとなっております。                                                                                                                                                                                             |

（重要な会計上の見積りに関する注記）  
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

| 第36期<br>2024年 7月22日現在                                                         | 第37期<br>2025年 1月20日現在                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>90,666,683,003口                                       | 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>85,870,142,219口                                       |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.6781円<br>(10,000口当たり純資産額) (26,781円) | 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.7399円<br>(10,000口当たり純資産額) (27,399円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 |              |                  | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |              |                  |
|----------------------------------------|--------------|------------------|----------------------------------------|--------------|------------------|
| 1.分配金の計算過程                             |              |                  | 1.分配金の計算過程                             |              |                  |
| 項目                                     |              |                  | 項目                                     |              |                  |
| 費用控除後の配当等収益額                           | A            | 1,137,795円       | 費用控除後の配当等収益額                           | A            | 82,199,221円      |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額              | B            | 39,745,305,243円  | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額              | B            | 5,443,055,631円   |
| 収益調整金額                                 | C            | 96,174,577,838円  | 収益調整金額                                 | C            | 94,086,600,293円  |
| 分配準備積立金額                               | D            | 41,199,655,011円  | 分配準備積立金額                               | D            | 73,709,074,114円  |
| 当ファンドの分配対象収益額                          | E=A+B+C+D    | 177,120,675,887円 | 当ファンドの分配対象収益額                          | E=A+B+C+D    | 173,320,929,259円 |
| 当ファンドの期末残存口数                           | F            | 90,666,683,003口  | 当ファンドの期末残存口数                           | F            | 85,870,142,219口  |
| 10,000口当たり収益分配対象額                      | G=E/F×10,000 | 19,535円          | 10,000口当たり収益分配対象額                      | G=E/F×10,000 | 20,184円          |
| 10,000口当たり分配金額                         | H            | 2円               | 10,000口当たり分配金額                         | H            | 2円               |
| 収益分配金金額                                | I=F×H/10,000 | 18,133,336円      | 収益分配金金額                                | I=F×H/10,000 | 17,174,028円      |

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日                                                                                                                                                  | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1.金融商品に対する取組方針<br>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                   | 1.金融商品に対する取組方針<br>同左                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク<br>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。<br>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。<br>当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制                                                                                                                                                                        | 3.金融商品に係るリスク管理体制                                                                                                                                                                                                                                        |

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理  
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理  
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理  
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

同左

## (2)金融商品の時価等に関する事項

| 第36期<br>2024年 7月22日現在                                                                 | 第37期<br>2025年 1月20日現在                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</b><br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。   | <b>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</b><br>同左                                                                                                                                   |
| <b>2. 時価の算定方法</b><br><b>投資信託受益証券</b><br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。                | <b>2. 時価の算定方法</b><br><b>投資信託受益証券</b><br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。                                                                                            |
| <b>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</b><br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | <b>派生商品評価勘定</b><br><b>デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</b><br><b>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</b><br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## (関連当事者との取引に関する注記)

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日                                | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。 | 同左                                     |

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

| 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 期首元本額 102,265,685,957円                 | 期首元本額 90,666,683,003円                  |
| 期中追加設定元本額 6,536,793,869円               | 期中追加設定元本額 3,534,667,090円               |
| 期中一部解約元本額 18,135,796,823円              | 期中一部解約元本額 8,331,207,874円               |

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

| 種類       | 第36期<br>自 2024年 1月23日<br>至 2024年 7月22日 | 第37期<br>自 2024年 7月23日<br>至 2025年 1月20日 |
|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|          | 損益に含まれた評価差額（円）                         | 損益に含まれた評価差額（円）                         |
| 投資信託受益証券 | 40,641,960,681                         | 5,165,743,324                          |
| 合計       | 40,641,960,681                         | 5,165,743,324                          |

## 3 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

| 種類        | 第36期(2024年 7月22日現在) |       |       |         | 第37期(2025年 1月20日現在) |       |               |            |
|-----------|---------------------|-------|-------|---------|---------------------|-------|---------------|------------|
|           | 契約額等（円）             |       | 時価（円） | 評価損益（円） | 契約額等（円）             |       | 時価（円）         | 評価損益（円）    |
|           |                     | うち1年超 |       |         |                     | うち1年超 |               |            |
| 市場取引以外の取引 |                     |       |       |         |                     |       |               |            |
| 為替予約取引    |                     |       |       |         |                     |       |               |            |
| 売建        | —                   | —     | —     | —       | 1,397,779,384       | —     | 1,399,407,076 | △1,627,692 |
| 米ドル       | —                   | —     | —     | —       | 1,397,779,384       | —     | 1,399,407,076 | △1,627,692 |
| 合計        | —                   | —     | —     | —       | 1,397,779,384       | —     | 1,399,407,076 | △1,627,692 |

## (注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### （４）附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

##### (1)株式(2025年1月20日現在)

該当事項はありません。

##### (2)株式以外の有価証券(2025年1月20日現在)

| 種類       | 通貨  | 銘柄                                                 | 券面総額       | 評価額                      | 備考 |
|----------|-----|----------------------------------------------------|------------|--------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | 日本円 | GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）                      | 218,385    | 6,819,945,165            |    |
|          |     | グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（適格機関投資家専用）                | 81,348     | 7,801,598,592            |    |
|          |     | ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）                    | 123,937    | 5,536,885,475            |    |
|          |     | ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）                  | 788,448    | 22,143,562,080           |    |
|          |     | 野村DFA海外株式バリュートファンドFB（適格機関投資家専用）                    | 1,389,746  | 31,413,818,584           |    |
|          |     | ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）FB（適格機関投資家専用）           | 1,966,473  | 26,022,337,209           |    |
|          |     | ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドFB（適格機関投資家専用）          | 267,625    | 3,682,252,375            |    |
|          |     | 野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート（除く日本）FB（適格機関投資家専用） | 1,013,114  | 14,902,906,940           |    |
|          |     | NKグローバル株式アクティブファンドFB（適格機関投資家専用）                    | 1,947,036  | 31,588,712,064           |    |
|          |     | GIMグローバル・セレクト株式ファンドFB（適格機関投資家専用）                   | 3,049,123  | 31,186,430,044           |    |
|          |     | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FD                      | 253,526    | 7,288,618,974            |    |
|          |     | ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB                         | 419,811    | 11,132,128,287           |    |
|          |     | ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－外国株式FB                       | 1,466,139  | 22,506,699,789           |    |
|          | 小計  | 銘柄数：13                                             | 12,984,711 | 222,025,895,578          |    |
|          |     | 組入時価比率：94.4%                                       |            | 95.6%                    |    |
|          | 米ドル | iシェアーズ MSCI ACWI ETF                               | 549,500    | 65,720,200.00            |    |
|          | 小計  | 銘柄数：1                                              | 549,500    | 65,720,200.00            |    |
|          |     | 組入時価比率：4.4%                                        |            | (10,257,608,816)<br>4.4% |    |

|    |  |                                     |  |
|----|--|-------------------------------------|--|
| 合計 |  | 232,283,504,394<br>(10,257,608,816) |  |
|----|--|-------------------------------------|--|

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

#### 野村ファンドラップ外国株 Aコース

2025年2月28日現在

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 86,402,965,867円 |
| II 負債総額             | 3,781,347,348円  |
| III 純資産総額（I－II）     | 82,621,618,519円 |
| IV 発行済口数            | 48,105,616,681口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 1.7175円         |

#### 野村ファンドラップ外国株 Bコース

2025年2月28日現在

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| I 資産総額              | 228,083,074,570円 |
| II 負債総額             | 1,106,544,043円   |
| III 純資産総額（I－II）     | 226,976,530,527円 |
| IV 発行済口数            | 84,750,703,055口  |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 2.6782円          |

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

<更新後>

###### (1) 資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### 2 事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数    | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 915   | 56,447,791 |
| 単位型株式投資信託  | 155   | 648,674    |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 6,841,002  |
| 単位型公社債投資信託 | 416   | 736,947    |
| 合計         | 1,500 | 64,674,413 |

##### 3 委託会社等の経理状況

<更新後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3

月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

|          |          | 前事業年度<br>(2023年3月31日) |         | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |         |
|----------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |         | 金額(百万円)               |         |
| (資産の部)   |          |                       |         |                       |         |
| 流動資産     |          |                       |         |                       |         |
| 現金・預金    |          |                       | 1,865   |                       | 7,405   |
| 金銭の信託    |          |                       | 42,108  |                       | 44,745  |
| 有価証券     |          |                       | 21,900  |                       | -       |
| 前払金      |          |                       | 11      |                       | 7       |
| 前払費用     |          |                       | 775     |                       | 852     |
| 未収入金     |          |                       | 1,775   |                       | 1,023   |
| 未収委託者報酬  |          |                       | 26,116  |                       | 31,788  |
| 未収運用受託報酬 |          |                       | 3,780   |                       | 5,989   |
| 短期貸付金    |          |                       | 1,001   |                       | 757     |
| 未収還付法人税等 |          |                       | 2,083   |                       | -       |
| その他      |          |                       | 84      |                       | 169     |
| 貸倒引当金    |          |                       | △15     |                       | △18     |
| 流動資産計    |          |                       | 101,486 |                       | 92,719  |
| 固定資産     |          |                       |         |                       |         |
| 有形固定資産   |          |                       | 1,335   |                       | 945     |
| 建物       | ※ 2      | 906                   |         | 595                   |         |
| 器具備品     | ※ 2      | 428                   |         | 350                   |         |
| 無形固定資産   |          |                       | 5,563   |                       | 5,658   |
| ソフトウェア   |          | 5,562                 |         | 5,658                 |         |
| その他      |          | 0                     |         | 0                     |         |
| 投資その他の資産 |          |                       | 16,336  |                       | 17,314  |
| 投資有価証券   |          | 1,793                 |         | 1,813                 |         |
| 関係会社株式   |          | 10,025                |         | 9,535                 |         |
| 長期差入保証金  |          | 520                   |         | 519                   |         |
| 長期前払費用   |          | 10                    |         | 10                    |         |
| 前払年金費用   |          | 1,553                 |         | 1,875                 |         |
| 繰延税金資産   |          | 2,340                 |         | 2,651                 |         |
| その他      |          | 92                    |         | 908                   |         |
| 固定資産計    |          |                       | 23,235  |                       | 23,918  |
| 資産合計     |          |                       | 124,722 |                       | 116,638 |

|           |          | 前事業年度<br>(2023年3月31日) |        | 当事業年度<br>(2024年3月31日) |        |
|-----------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 区分        | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |        | 金額(百万円)               |        |
| (負債の部)    |          |                       |        |                       |        |
| 流動負債      |          |                       |        |                       |        |
| 関係会社短期借入金 |          |                       | -      |                       | 13,700 |
| 預り金       |          |                       | 124    |                       | 123    |
| 未払金       |          |                       | 17,378 |                       | 11,404 |

|              |        |         |         |
|--------------|--------|---------|---------|
| 未払収益分配金      |        | 0       | 1       |
| 未払償還金        |        | 57      | 39      |
| 未払手数料        |        | 8,409   | 10,312  |
| 関係会社未払金      |        | 8,911   | 1,052   |
| 未払費用         | ※ 1    | 9,682   | 12,507  |
| 未払法人税等       |        | 1,024   | 8,095   |
| 未払消費税等       |        | 500     | 1,590   |
| 前受収益         |        | 22      | 15      |
| 賞与引当金        |        | 3,635   | 4,543   |
| その他          |        | 46      | 24      |
| 流動負債計        |        | 32,414  | 52,005  |
| 固定負債         |        |         |         |
| 退職給付引当金      |        | 2,940   | 2,759   |
| 時効後支払損引当金    |        | 595     | 602     |
| 資産除去債務       |        | 1,123   | 1,123   |
| 固定負債計        |        | 4,659   | 4,484   |
| 負債合計         |        | 37,074  | 56,490  |
| (純資産の部)      |        |         |         |
| 株主資本         |        | 87,419  | 59,820  |
| 資本金          |        | 17,180  | 17,180  |
| 資本剰余金        |        | 13,729  | 13,729  |
| 資本準備金        | 11,729 | 11,729  |         |
| その他資本剰余金     | 2,000  | 2,000   |         |
| 利益剰余金        |        | 56,509  | 28,910  |
| 利益準備金        | 685    | 685     |         |
| その他利益剰余金     | 55,823 | 28,225  |         |
| 別途積立金        | 24,606 | -       |         |
| 繰越利益剰余金      | 31,217 | 28,225  |         |
| 評価・換算差額等     |        | 229     | 327     |
| その他有価証券評価差額金 |        | 229     | 327     |
| 純資産合計        |        | 87,648  | 60,147  |
| 負債・純資産合計     |        | 124,722 | 116,638 |

## (2) 損益計算書

|         |          | 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------|----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                | 金額(百万円)                                |
| 営業収益    |          |                                        |                                        |
| 委託者報酬   |          | 113,491                                | 124,722                                |
| 運用受託報酬  |          | 18,198                                 | 21,188                                 |
| その他営業収益 |          | 331                                    | 291                                    |
| 営業収益計   |          | 132,021                                | 146,202                                |
| 営業費用    |          |                                        |                                        |
| 支払手数料   |          | 38,684                                 | 43,258                                 |
| 広告宣伝費   |          | 1,187                                  | 1,054                                  |
| 公告費     |          | 0                                      | 0                                      |
| 調査費     |          | 29,050                                 | 33,107                                 |
| 調査費     |          | 6,045                                  | 6,797                                  |

|           |  |        |        |        |        |
|-----------|--|--------|--------|--------|--------|
| 委託調査費     |  | 23,004 |        | 26,310 |        |
| 委託計算費     |  |        | 1,363  |        | 1,377  |
| 営業雑経費     |  |        | 3,302  |        | 3,670  |
| 通信費       |  | 89     |        | 92     |        |
| 印刷費       |  | 903    |        | 820    |        |
| 協会費       |  | 83     |        | 85     |        |
| 諸経費       |  | 2,225  |        | 2,671  |        |
| 営業費用計     |  |        | 73,587 |        | 82,468 |
| 一般管理費     |  |        |        |        |        |
| 給料        |  |        | 11,316 |        | 13,068 |
| 役員報酬      |  | 226    |        | 259    |        |
| 給料・手当     |  | 7,752  |        | 7,985  |        |
| 賞与        |  | 3,337  |        | 4,822  |        |
| 交際費       |  |        | 78     |        | 87     |
| 寄付金       |  |        | 115    |        | 117    |
| 旅費交通費     |  |        | 283    |        | 323    |
| 租税公課      |  |        | 963    |        | 990    |
| 不動産賃借料    |  |        | 1,232  |        | 1,235  |
| 退職給付費用    |  |        | 829    |        | 893    |
| 固定資産減価償却費 |  |        | 2,409  |        | 2,292  |
| 諸経費       |  |        | 12,439 |        | 12,483 |
| 一般管理費計    |  |        | 29,669 |        | 31,491 |
| 営業利益      |  |        | 28,763 |        | 32,242 |

|              |          | 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |        | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日) |        |
|--------------|----------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |        | 金額(百万円)                                |        |
| 営業外収益        |          |                                        |        |                                        |        |
| 受取配当金        | ※ 1      | 7,645                                  |        | 7,054                                  |        |
| 受取利息         |          | 45                                     |        | 48                                     |        |
| 為替差益         |          | 49                                     |        | 146                                    |        |
| その他          |          | 637                                    |        | 625                                    |        |
| 営業外収益計       |          |                                        | 8,377  |                                        | 7,875  |
| 営業外費用        |          |                                        |        |                                        |        |
| 支払利息         |          | -                                      |        | 123                                    |        |
| 金銭の信託運用損     |          | 1,736                                  |        | 782                                    |        |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | 10                                     |        | 14                                     |        |
| その他          |          | 8                                      |        | 47                                     |        |
| 営業外費用計       |          |                                        | 1,755  |                                        | 967    |
| 経常利益         |          |                                        | 35,385 |                                        | 39,149 |
| 特別利益         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券売却益    |          | 10                                     |        | -                                      |        |
| 株式報酬受入益      |          | 46                                     |        | 28                                     |        |
| 特別利益計        |          |                                        | 57     |                                        | 28     |
| 特別損失         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券売却損    |          | 16                                     |        | 5                                      |        |



|              |     |    |        |     |        |
|--------------|-----|----|--------|-----|--------|
| 関係会社株式評価損    |     | -  |        | 490 |        |
| 固定資産除却損      | ※ 2 | 52 |        | 31  |        |
| 特別損失計        |     |    | 69     |     | 527    |
| 税引前当期純利益     |     |    | 35,374 |     | 38,651 |
| 法人税、住民税及び事業税 |     |    | 8,890  |     | 10,821 |
| 法人税等調整額      |     |    | 419    |     | △354   |
| 当期純利益        |     |    | 26,064 |     | 28,183 |

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 30,030  | 55,322  | 86,232  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |       |          | △24,877 | △24,877 | △24,877 |
| 当期純利益               |        |        |          |         |       |          | 26,064  | 26,064  | 26,064  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | —      | —      | —        | —       | —     | —        | 1,186   | 1,186   | 1,186   |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 31,217  | 56,509  | 87,419  |

(単位：百万円)

|                                  | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|----------------------------------|------------------|----------------|---------|
|                                  | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                            | 174              | 174            | 86,407  |
| 当期変動額                            |                  |                |         |
| 剰余金の配当                           |                  |                | △24,877 |
| 当期純利益                            |                  |                | 26,064  |
| 株主資本以外の項<br>目の 当 期 変 動 額<br>(純額) | 54               | 54             | 54      |
| 当期変動額合計                          | 54               | 54             | 1,240   |

|       |     |     |        |
|-------|-----|-----|--------|
| 当期末残高 | 229 | 229 | 87,648 |
|-------|-----|-----|--------|

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 31,217  | 56,509  | 87,419  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |       |          | △55,782 | △55,782 | △55,782 |
| 当期純利益               |        |        |          |         |       |          | 28,183  | 28,183  | 28,183  |
| 別途積立金の取崩            |        |        |          |         |       | △24,606  | 24,606  | -       | -       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | －      | －      | －        | －       | －     | △24,606  | △2,991  | △27,598 | △27,598 |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | -        | 28,225  | 28,910  | 59,820  |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 229          | 229        | 87,648  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              |              |            | △55,782 |
| 当期純利益               |              |            | 28,183  |
| 別途積立金の取崩            |              |            | —       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 97           | 97         | 97      |
| 当期変動額合計             | 97           | 97         | △27,500 |
| 当期末残高               | 327          | 327        | 60,147  |

## [重要な会計方針]

|                    |                                 |
|--------------------|---------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 |
|--------------------|---------------------------------|

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |      |       |      |       |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
|                          | (2) その他有価証券<br>市場価格のない … 時価法<br>株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br>市場価格のない … 移動平均法による原価法<br>株式等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |    |      |       |      |       |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |      |       |      |       |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法   | 時価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |      |       |      |       |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |      |       |      |       |
| 5. 固定資産の減価償却の方法          | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。 <table><tr><td>建物</td><td>6年</td></tr><tr><td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr></table><br>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6～15年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                       | 6年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |      |       |      |       |
| 附属設備                     | 6～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 器具備品                     | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 6. 引当金の計上基準              | (1) 貸倒引当金<br>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。<br>(4) 時効後支払損引当金<br>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 |    |    |      |       |      |       |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬</p> <p>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬</p> <p>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

該当事項はありません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

## [注記事項]

## ◇ 貸借対照表関係

| 前事業年度末<br>(2023年3月31日)                                                           | 当事業年度末<br>(2024年3月31日)                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ※1. 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている<br>ものは、次のとおりであります。<br>未払費用 1,350百万円 | ※1. 関係会社に対する資産及び負債<br>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている<br>ものは、次のとおりであります。<br>未払費用 1,939百万円 |
| ※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 901百万円<br>器具備品 657<br>合計 1,559                     | ※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額<br>建物 1,214百万円<br>器具備品 733<br>合計 1,948                   |

## ◇ 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日)                                  | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日)                                  |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ※ 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 7,634百万円 | ※ 1. 関係会社に係る注記<br>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。<br>受取配当金 7,050百万円 |
| ※ 2. 固定資産除却損<br>建物 0百万円<br>器具備品 0<br>ソフトウェア 52<br>合計 52                 | ※ 2. 固定資産除却損<br>建物 -百万円<br>器具備品 0<br>ソフトウェア 30<br>合計 31                 |

## ◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度期首株式数 | 前事業年度増加株式数 | 前事業年度減少株式数 | 前事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | —          | —          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 24,877百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,830円     |
| 基準日      | 2022年3月31日 |
| 効力発生日    | 2022年6月30日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

## 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 55,782百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 10,830円    |
| 基準日      | 2023年3月31日 |
| 効力発生日    | 2023年6月30日 |

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-------|------------|------------|------------|-----------|
|-------|------------|------------|------------|-----------|

|      |            |   |   |            |
|------|------------|---|---|------------|
| 普通株式 | 5,150,693株 | — | — | 5,150,693株 |
|------|------------|---|---|------------|

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### （1）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 55,782百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 10,830円    |
| 基準日      | 2023年3月31日 |
| 効力発生日    | 2023年6月30日 |

### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

#### 普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 28,174百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 5,470円     |
| 基準日      | 2024年3月31日 |
| 効力発生日    | 2024年6月28日 |

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|--------------|--------|----|
| (1)金銭の信託         | 42,108       | 42,108 | -  |
| 資産計              | 42,108       | 42,108 | -  |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 46           | 46     | -  |
| 負債計              | 46           | 46     | -  |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 前事業年度（百万円） |
|---------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 10,261     |
| 組合出資金等        | 1,557      |
| 合計            | 11,819     |

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 1,865  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 42,108 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 26,116 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 3,780  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 21,900 | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 1,001  |             |              |      |
| 合計           | 96,772 | -           | -            | -    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分              | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1             | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                | 42,108 | -    | 42,108 |
| 資産計             | -                | 42,108 | -    | 42,108 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                | 46     | -    | 46     |
| 負債計             | -                | 46     | -    | 46     |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係



維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|--------------|--------|----|
| (1)金銭の信託         | 44,745       | 44,745 | -  |
| 資産計              | 44,745       | 44,745 | -  |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 24           | 24     | -  |
| 負債計              | 24           | 24     | -  |

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 当事業年度（百万円） |
|---------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710      |
| 組合出資金等        | 1,638      |
| 合計            | 11,348     |

- (※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
- 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|          | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金       | 7,405  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託    | 44,745 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬  | 31,788 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬 | 5,989  | -           | -            | -    |
| 短期貸付金    | 757    | -           | -            | -    |

|    |        |   |   |   |
|----|--------|---|---|---|
| 合計 | 90,685 | - | - | - |
|----|--------|---|---|---|

### ３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分              | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1             | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                | 44,745 | -    | 44,745 |
| 資産計             | -                | 44,745 | -    | 44,745 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                | 24     | -    | 24     |
| 負債計             | -                | 24     | -    | 24     |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

#### 1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

#### 2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

#### 3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,919          |
| 関連会社株式 | 106            |

#### 4. その他有価証券(2023年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 21,900                | 21,900        | -           |
| 小計                   | 21,900                | 21,900        | -           |
| 合計                   | 21,900                | 21,900        | -           |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 66       | -            | 16           |
| 合計 | 66       | -            | 16           |

#### 当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

##### 1. 売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

##### 3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,428          |
| 関連会社株式 | 106            |

##### 4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

#### 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
|----|----------|--------------|--------------|

|    |    |   |   |
|----|----|---|---|
| 株式 | 36 | - | 5 |
| 合計 | 36 | - | 5 |

## ◇ デリバティブ取引関係

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 952           | -                       | △46         | △46           |

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 730           | -                       | △24         | △24           |

## ◇ 退職給付関係

| 前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)                                     |            |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要                                                  |            |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 |            |
| 2. 確定給付制度                                                           |            |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                                            |            |
| 退職給付債務の期首残高                                                         | 21,967 百万円 |
| 勤務費用                                                                | 853        |
| 利息費用                                                                | 188        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | △1,476     |
| 退職給付の支払額                                                            | △1,133     |
| その他                                                                 | △83        |
| 退職給付債務の期末残高                                                         | 20,314     |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                              |            |
| 年金資産の期首残高                                                           | 19,687 百万円 |
| 期待運用収益                                                              | 462        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | △716       |
| 事業主からの拠出額                                                           | 819        |
| 退職給付の支払額                                                            | △874       |
| 年金資産の期末残高                                                           | 19,378     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 17,386 百万円 |
| 年金資産         | △19,378    |

△1,991

|               |       |
|---------------|-------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,927 |
|---------------|-------|

|           |     |
|-----------|-----|
| 未積立退職給付債務 | 935 |
|-----------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 未認識数理計算上の差異 | 398 |
|-------------|-----|

|           |    |
|-----------|----|
| 未認識過去勤務費用 | 53 |
|-----------|----|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
|----------------------|-------|

|         |       |
|---------|-------|
| 退職給付引当金 | 2,940 |
|---------|-------|

|        |        |
|--------|--------|
| 前払年金費用 | △1,553 |
|--------|--------|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
|----------------------|-------|

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|      |         |
|------|---------|
| 勤務費用 | 853 百万円 |
|------|---------|

|      |     |
|------|-----|
| 利息費用 | 188 |
|------|-----|

|        |      |
|--------|------|
| 期待運用収益 | △462 |
|--------|------|

|                |     |
|----------------|-----|
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 127 |
|----------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |
|--------------|-----|

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 653 |
|-----------------|-----|

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|    |     |
|----|-----|
| 債券 | 34% |
|----|-----|

|    |     |
|----|-----|
| 株式 | 27% |
|----|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 生保一般勘定 | 11% |
|--------|-----|

|        |    |
|--------|----|
| 生保特別勘定 | 7% |
|--------|----|

|     |     |
|-----|-----|
| その他 | 21% |
|-----|-----|

|    |      |
|----|------|
| 合計 | 100% |
|----|------|

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 1.4% |
|-----------------|------|

|             |      |
|-------------|------|
| 退職一時金制度の割引率 | 1.1% |
|-------------|------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 長期期待運用収益率 | 2.35% |
|-----------|-------|

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 20,314 百万円 |
| 勤務費用         | 802        |
| 利息費用         | 275        |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,024     |
| 退職給付の支払額     | △1,150     |
| その他          | △11        |
| 退職給付債務の期末残高  | 19,205     |

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高    | 19,378 百万円 |
| 期待運用収益       | 455        |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,415      |
| 事業主からの拠出額    | 848        |
| 退職給付の支払額     | △850       |
| 年金資産の期末残高    | 21,247     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務         | 16,431 百万円 |
| 年金資産                 | △21,247    |
|                      | △4,815     |
| 非積立型制度の退職給付債務        | 2,774      |
| 未積立退職給付債務            | △2,041     |
| 未認識数理計算上の差異          | 2,923      |
| 未認識過去勤務費用            | 1          |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 883        |
| 退職給付引当金              | 2,759      |
| 前払年金費用               | △1,875     |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 883        |

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 勤務費用            | 802 百万円 |
| 利息費用            | 275     |
| 期待運用収益          | △455    |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 86      |
| 過去勤務費用の費用処理額    | △52     |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 655     |

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 31%  |
| 株式     | 32%  |
| 生保一般勘定 | 9%   |
| 生保特別勘定 | 7%   |
| その他    | 21%  |
| 合計     | 100% |

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 1.8%  |
| 退職一時金制度の割引率     | 1.3%  |
| 長期期待運用収益率       | 2.35% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

## ◇ 税効果会計関係

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 前事業年度末<br>(2023年3月31日)                         |        | 当事業年度末<br>(2024年3月31日)                         |        |
|------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------|--------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |        | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |        |
| 繰延税金資産                                         | 百万円    | 繰延税金資産                                         | 百万円    |
| 賞与引当金                                          | 1,138  | 賞与引当金                                          | 1,422  |
| 退職給付引当金                                        | 911    | 退職給付引当金                                        | 855    |
| 関係会社株式評価減                                      | 1,010  | 関係会社株式評価減                                      | 1,162  |
| 未払事業税                                          | 227    | 未払事業税                                          | 360    |
| 投資有価証券評価減                                      | 11     | 投資有価証券評価減                                      | 11     |
| 減価償却超過額                                        | 331    | 減価償却超過額                                        | 323    |
| 時効後支払損引当金                                      | 184    | 時効後支払損引当金                                      | 186    |
| 関係会社株式売却損                                      | 505    | 関係会社株式売却損                                      | 505    |
| ゴルフ会員権評価減                                      | 78     | ゴルフ会員権評価減                                      | 79     |
| 資産除去債務                                         | 348    | 資産除去債務                                         | 348    |
| 未払社会保険料                                        | 85     | 未払社会保険料                                        | 116    |
| その他                                            | 44     | その他                                            | 50     |
| 繰延税金資産小計                                       | 4,878  | 繰延税金資産小計                                       | 5,422  |
| 評価性引当額                                         | △1,696 | 評価性引当額                                         | △1,848 |
| 繰延税金資産合計                                       | 3,181  | 繰延税金資産合計                                       | 3,573  |
| 繰延税金負債                                         |        | 繰延税金負債                                         |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用                                | △171   | 資産除去債務に対応する除去費用                                | △109   |
| 関係会社株式評価益                                      | △84    | 関係会社株式評価益                                      | △85    |
| その他有価証券評価差額金                                   | △102   | その他有価証券評価差額金                                   | △146   |
| 前払年金費用                                         | △481   | 前払年金費用                                         | △581   |
| 繰延税金負債合計                                       | △840   | 繰延税金負債合計                                       | △922   |
| 繰延税金資産の純額                                      | 2,340  | 繰延税金資産の純額                                      | 2,651  |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |        | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |        |
| 法定実効税率                                         | 31.0%  | 法定実効税率                                         | 31.0%  |
| (調整)                                           |        | (調整)                                           |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.3%   | 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.2%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | △6.4%  | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | △5.4%  |
| タックスヘイブン税制                                     | 2.1%   | タックスヘイブン税制                                     | 1.2%   |
| 外国税額控除                                         | △0.6%  | 外国税額控除                                         | △0.3%  |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.7%   | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.5%   |
| その他                                            | △0.8%  | その他                                            | △0.2%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 26.3%  | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 27.0%  |

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## ◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

|                |       | (単位：百万円)                     |                              |
|----------------|-------|------------------------------|------------------------------|
|                |       | 前事業年度                        | 当事業年度                        |
|                |       | 自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日 | 自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日 |
| 期首残高           | 1,123 | 1,123                        |                              |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | -     | -                            |                              |
| 資産除去債務の履行による減少 | -     | -                            |                              |
| 期末残高           | 1,123 | 1,123                        |                              |

## ◇ 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

| 区分      | 前事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 113,491百万円                              |
| 運用受託報酬  | 17,245百万円                               |
| 成功報酬（注） | 952百万円                                  |
| その他営業収益 | 331百万円                                  |
| 合計      | 132,021百万円                              |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

| 区分      | 当事業年度<br>(自 2023年4月 1日<br>至 2024年3月31日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 124,707百万円                              |
| 運用受託報酬  | 19,131百万円                               |
| 成功報酬（注） | 2,071百万円                                |
| その他営業収益 | 291百万円                                  |
| 合計      | 146,202百万円                              |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報



重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (イ) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                         | 所在地  | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エー<br>ム・ファイ<br>ナンス・イン<br>ク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理  | 直接100%             | 資産の賃貸借    | 資金の貸付 | 5,736         | 短期貸付金 | 1,001         |
|     |                                |      |                |       |                    |           | 資金の返済 | 6,489         |       |               |
|     |                                |      |                |       |                    |           | 貸付金利息 | 44            | 未収利息  | 11            |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 27,180        | 未払手数料 | 5,773         |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称         | 所在地    | 資本金              | 事業の内容   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------|--------|------------------|---------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区 | 594,493<br>(百万円) | 証券持株会社業 | 被所有100%            | 経営管理      | 資金の借入 | 141,800       | 短期借入金 | 13,700        |
|     |                |        |                  |         |                    |           | 資金の返済 | 128,100       |       |               |
|     |                |        |                  |         |                    |           | 借入金利息 | 123           | 未払利息  | 19            |

## (イ) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称              | 所在地  | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|---------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理  | 直接100%             | 資産の賃貸借    | 資金の貸付 | 2,856         | 短期貸付金 | 757           |
|     |                     |      |                |       |                    |           | 資金の返済 | 3,081         |       |               |
|     |                     |      |                |       |                    |           | 貸付金利息 | 48            | 未収利息  | 9             |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村証券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1） | 30,272        | 未払手数料 | 7,148         |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（\*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## ◇ 1株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日)        |            | 当事業年度<br>(自 2023年4月1日<br>至 2024年3月31日)        |            |
|-----------------------------------------------|------------|-----------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                     | 17,016円74銭 | 1株当たり純資産額                                     | 11,677円62銭 |
| 1株当たり当期純利益                                    | 5,060円34銭  | 1株当たり当期純利益                                    | 5,471円85銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                             |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                  | 26,064百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                  | 28,183百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益                                  | 26,064百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                  | 28,183百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                            |            |
| 該当事項はありません。                                   |            | 該当事項はありません。                                   |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                  | 5,150,693株 |

## 中間財務諸表

## ◇ 中間貸借対照表

|          |          | 2024年9月30日現在 |
|----------|----------|--------------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)      |
| (資産の部)   |          |              |
| 流動資産     |          |              |
| 現金・預金    |          | 5,222        |
| 金銭の信託    |          | 47,595       |
| 未収委託者報酬  |          | 35,191       |
| 未収運用受託報酬 |          | 6,723        |
| 短期貸付金    |          | 1,427        |
| その他      |          | 1,233        |
| 貸倒引当金    |          | △21          |
| 流動資産計    |          | 97,372       |
| 固定資産     | ※ 1      |              |
| 有形固定資産   |          | 761          |
| 無形固定資産   |          | 6,247        |
| ソフトウェア   |          | 6,246        |
| その他      |          | 0            |
| 投資その他の資産 |          | 15,876       |
| 投資有価証券   |          | 1,503        |
| 関係会社株式   |          | 9,535        |
| 長期差入保証金  |          | 521          |
| 前払年金費用   |          | 2,189        |
| 繰延税金資産   |          | 2,020        |
| その他      |          | 105          |
| 固定資産計    |          | 22,884       |
| 資産合計     |          | 120,257      |

|         |          | 2024年9月30日現在 |
|---------|----------|--------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)      |
| (負債の部)  |          |              |
| 流動負債    |          |              |
| 短期借入金   |          | 28,300       |
| 未払金     |          | 11,764       |
| 未払収益分配金 |          | 1            |
| 未払償還金   |          | 38           |
| 未払手数料   |          | 11,479       |
| 関係会社未払金 |          | 244          |
| 未払費用    |          | 11,699       |

|              |     |         |
|--------------|-----|---------|
| 未払法人税等       |     | 6,872   |
| 未払消費税等       | ※ 2 | 1,584   |
| 賞与引当金        |     | 2,843   |
| その他          |     | 130     |
| 流動負債計        |     | 63,195  |
| 固定負債         |     |         |
| 退職給付引当金      |     | 2,678   |
| 時効後支払損引当金    |     | 609     |
| 資産除去債務       |     | 1,123   |
| 固定負債計        |     | 4,410   |
| 負債合計         |     | 67,606  |
| (純資産の部)      |     |         |
| 株主資本         |     | 52,360  |
| 資本金          |     | 17,180  |
| 資本剰余金        |     | 13,729  |
| 資本準備金        |     | 11,729  |
| その他資本剰余金     |     | 2,000   |
| 利益剰余金        |     | 21,450  |
| 利益準備金        |     | 685     |
| その他利益剰余金     |     | 20,765  |
| 繰越利益剰余金      |     | 20,765  |
| 評価・換算差額等     |     | 290     |
| その他有価証券評価差額金 |     | 290     |
| 純資産合計        |     | 52,651  |
| 負債・純資産合計     |     | 120,257 |

## ◇ 中間損益計算書

|         |          | 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日 |
|---------|----------|------------------------------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                      |
| 営業収益    |          |                              |
| 委託者報酬   |          | 75,441                       |
| 運用受託報酬  |          | 11,445                       |
| その他営業収益 |          | 153                          |
| 営業収益計   |          | 87,039                       |
| 営業費用    |          |                              |
| 支払手数料   |          | 27,091                       |
| 調査費     |          | 18,872                       |
| その他営業費用 |          | 3,159                        |
| 営業費用計   |          | 49,123                       |
| 一般管理費   | ※ 1      | 16,272                       |
| 営業利益    |          | 21,643                       |
| 営業外収益   | ※ 2      | 6,924                        |
| 営業外費用   | ※ 3      | 285                          |
| 経常利益    |          | 28,282                       |
| 特別利益    | ※ 4      | 23                           |

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 特別損失         | ※ 5 | 13     |
| 税引前中間純利益     |     | 28,292 |
| 法人税、住民税及び事業税 |     | 6,931  |
| 法人税等調整額      |     | 646    |
| 中間純利益        |     | 20,713 |

## ◇ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

|                                   | 株主資本   |            |                   |                   |            |                   |                   |                   |
|-----------------------------------|--------|------------|-------------------|-------------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                   | 資本金    | 資本剰余金      |                   |                   | 利益剰余金      |                   |                   | 株 主<br>資 本<br>合 計 |
|                                   |        | 資 本<br>準備金 | その他<br>資 本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他<br>利益剰余金      | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |                   |
|                                   |        |            |                   |                   |            | 繰 越<br>利 益<br>剰余金 |                   |                   |
| 当期首残高                             | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 28,225            | 28,910            | 59,820            |
| 当中間期変動額                           |        |            |                   |                   |            |                   |                   |                   |
| 剰余金の配当                            |        |            |                   |                   |            | △28,174           | △28,174           | △28,174           |
| 中間純利益                             |        |            |                   |                   |            | 20,713            | 20,713            | 20,713            |
| 株主資本以外の項目<br>の<br>当中間期変動額（純<br>額） |        |            |                   |                   |            |                   |                   |                   |
| 当中間期変動額合計                         | —      | —          | —                 | —                 | —          | △7,460            | △7,460            | △7,460            |
| 当中間期末残高                           | 17,180 | 11,729     | 2,000             | 13,729            | 685        | 20,765            | 21,450            | 52,360            |

(単位：百万円)

|                               | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------------|------------------|----------------|---------|
|                               | その他有価証<br>券評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                         | 327              | 327            | 60,147  |
| 当中間期変動額                       |                  |                |         |
| 剰余金の配当                        |                  |                | △28,174 |
| 中間純利益                         |                  |                | 20,713  |
| 株主資本以外の項目の<br>当中間期変動額（純<br>額） | △36              | △36            | △36     |
| 当中間期変動額合計                     | △36              | △36            | △7,496  |
| 当中間期末残高                       | 290              | 290            | 52,651  |

## [重要な会計方針]

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |    |      |       |      |       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法       | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |    |      |       |      |       |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法      | (2) その他有価証券<br>市場価格のない … 時価法<br>株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法   | 市場価格のない … 移動平均法による原価法<br>株式等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |    |    |      |       |      |       |
| 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 時価法<br><br>時価法<br><br>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |    |    |      |       |      |       |
| 5. 固定資産の減価償却の方法          | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br>主な耐用年数は以下の通りであります。<br><table data-bbox="691 1025 1034 1126"> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。                                                                                                                                                                                                                                                          | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6～15年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                       | 6年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |      |       |      |       |
| 附属設備                     | 6～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |    |      |       |      |       |
| 器具備品                     | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |    |      |       |      |       |
| 6. 引当金の計上基準              | (1) 貸倒引当金<br>債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。<br>(2) 賞与引当金<br>賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金<br>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。<br>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 |    |    |      |       |      |       |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 収益及び費用の計上基準 | <p>(4) 時効後支払損引当金<br/>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬<br/>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬<br/>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬<br/>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## [注記事項]

## ◇ 中間貸借対照表関係

| 2024年9月30日現在      |                                           |
|-------------------|-------------------------------------------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,133百万円                                  |
| ※2 消費税等の取扱い       | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。 |

## ◇ 中間損益計算書関係

| 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日 |          |
|------------------------------|----------|
| ※1 減価償却実施額                   |          |
| 有形固定資産                       | 185百万円   |
| 無形固定資産                       | 949百万円   |
| ※2 営業外収益のうち主要なもの             |          |
| 受取配当金                        | 6,350百万円 |
| ※3 営業外費用のうち主要なもの             |          |
| 支払利息                         | 105百万円   |
| 雑損                           | 169百万円   |
| ※4 特別利益の内訳                   |          |
| 株式報酬受入益                      | 23百万円    |
| ※5 特別損失の内訳                   |          |
| 固定資産除却損                      | 13百万円    |



## ◇ 中間株主資本等変動計算書関係

| 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日         |            |    |    |            |
|--------------------------------------|------------|----|----|------------|
| 1 発行済株式に関する事項                        |            |    |    |            |
| 株式の種類                                | 当事業年度期首    | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末   |
| 普通株式                                 | 5,150,693株 | —  | —  | 5,150,693株 |
| 2 配当に関する事項                           |            |    |    |            |
| 配当金支払額                               |            |    |    |            |
| 2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 |            |    |    |            |
| ・普通株式の配当に関する事項                       |            |    |    |            |
| (1) 配当金の総額                           | 28,174百万円  |    |    |            |
| (2) 1株当たり配当額                         | 5,470円     |    |    |            |
| (3) 基準日                              | 2024年3月31日 |    |    |            |
| (4) 効力発生日                            | 2024年6月28日 |    |    |            |

## ◇ 金融商品関係

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                   | 中間貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|-------------------|----------------|--------|----|
| (1) 金銭の信託         | 47,595         | 47,595 | -  |
| (2) その他（デリバティブ取引） | 126            | 126    | -  |
| 資産計               | 47,722         | 47,722 | -  |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 中間貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|---------------|---------------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 9,710               |
| 組合出資金等        | 1,328               |
| 合計            | 11,038              |

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

| 区分              | 中間貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|--------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1               | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                  | 47,595 | -    | 47,595 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                  | 126    | -    | 126    |
| 資産計             | -                  | 47,722 | -    | 47,722 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## ◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2024年9月30日）

## 1. 売買目的有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(2024年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

| 区分     | 中間貸借対照表<br>計上額（百万円） |
|--------|---------------------|
| 子会社株式  | 9,428               |
| 関連会社株式 | 106                 |

## 4. その他有価証券(2024年9月30日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,328百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

## ◇ デリバティブ取引関係

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

当中間会計期間（2024年9月30日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,550         | -                       | 126         | 126           |

## ◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
|                | 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日 |
| 期首残高           | 1,123                        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | -                            |
| 時の経過による調整額     | -                            |
| 中間期末残高         | 1,123                        |

## ◇ 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| 区分      | 当中間会計期間<br>(自2024年4月 1日<br>至2024年9月30日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 75,439百万円                               |
| 運用受託報酬  | 10,634百万円                               |
| 成功報酬（注） | 811百万円                                  |
| その他営業収益 | 153百万円                                  |
| 合計      | 87,039百万円                               |

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

## ① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ◇ 1株当たり情報

| 自 2024年4月 1日<br>至 2024年9月30日                         |            |
|------------------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                            | 10,222円13銭 |
| 1株当たり中間純利益                                           | 4,021円58銭  |
| (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 |            |
| 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。                   |            |
| 中間純利益                                                | 20,713百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額                                         | —          |
| 普通株式に係る中間純利益                                         | 20,713百万円  |
| 期中平均株式数                                              | 5,150千株    |

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

## (1) 受託者

| (a)名称      | (b)資本金の額* | (c)事業の内容                                                   |
|------------|-----------|------------------------------------------------------------|
| 野村信託銀行株式会社 | 50,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 2025年1月末現在

## (2) 販売会社

| (a)名称    | (b)資本金の額* | (c)事業の内容                        |
|----------|-----------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

\* 2025年1月末現在

## 3 資本関係

## &lt;訂正前&gt;

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

## (1) 受託者

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## &lt;訂正後&gt;

(2024年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

## (1) 受託者

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Aコースの2024年7月23日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Aコースの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Bコースの2024年7月23日から2025年1月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Bコースの2025年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年11月27日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を

開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。